

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議
中間整理
(案)

令和2年12月2日

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議

(目次)

<u>第1章</u> はじめに	1
<u>第2章</u> 具体的な対策	
1. アスリート等に関する対策	
(1) アスリートへの対応の基本的考え方	5
(2) オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置の在り方	6
(3) アスリート等の移動ルール	7
(4) 基本的な感染防止策の視点	8
(5) 競技会場・選手村等におけるアスリート等の感染症対策	9
(6) アスリート等の行動ルール等	14
(7) 東京大会におけるアスリート等を中心とする検査の在り方	15
(8) アスリート等の保健衛生・医療・療養機能	16
(9) 競技別対策・ルール（陽性者発生時の競技運営の在り方）	19
(10) パラアスリート等の感染防止策	21
2. アスリート等以外の大会関係者に関する対策	22
3. 観客に関する対策	
(1) 観客の感染症対策	27
(2) 競技会場における観客の感染症対策	28
(3) ラストマイルにおける感染症対策	30
4. 聖火リレー・ライブサイトに関する対策	
(1) 聖火リレーにおける感染症対策	31
(2) ライブサイトにおける感染症対策	32
5. ホストタウン・事前キャンプ地における対応	33
<u>第3章</u> 今後の対応工程表	43

第1章 はじめに

1. これまでの経緯

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）における新型コロナウイルス感染症対策について総合的に検討、調整するため、本年9月、政府において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（以下「調整会議」という。）を設置した。
- 調整会議は、東京大会を安全・安心に開催するため、関係府省庁、東京都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会及び感染症専門家の参加を得て、9月以降計6回開催した。

2. 中間整理の概要

- 本中間整理においては、アスリート、大会関係者、観客の3つのカテゴリーについて、ジャーニー（行程）の場面（入国、輸送、会場等）ごとに、新型コロナウイルス感染症への対策を整理した。なお、対策の方向性は定まっているものの、同感染症は現在も世界的に終息していないことから、事態の推移を見ながら具体案を構築しなければならない課題も残されている。これらについても順次整理し、実施に向けた準備を行う。
- ここで整理した対策を、東京大会開催までに確実に実施するため、あわせて「今後の対応工程表」を整理した。
- 中間整理の詳細な内容は第2章以下に記載しているが、その概要は、以下のとおりである。
 - (1) アスリート等について
 - ・ 東京大会の主役であるアスリートに関して最優先で検討を進め、以下の点に関し、国、東京都及び組織委員会における取扱いの方向性が固まったところである。
 - ア. アスリートが安全・安心な環境の下、万全のコンディションでプレーするため、入国からホストタウン、大会への参加等を経て出国まで、それぞれの場面ごとの感染症対策を行い、トータルでの環境整備・ルール作りを実施すること。また、アスリートとの接触は必要最小限とし、接触する相手方も検査等により防疫措置を講じること。
 - イ. 本年11月に運用を開始した「アスリート用オリパラ準備トラック」（オリンピック・パラリンピック競技大会に関連し国内で開催する国際大会へのアスリート等の入国措置）に加え、東京大会本番に関し、国外のアスリート等について、必要な防疫上の措置を講じた上で、入国を認め、入国後14日間の待機期間中の活動（練習や大会参加等）を可能とする仕組みを整備すること。

- ウ. 競技会場や選手村等におけるアスリート等の感染症対策については、基本的な感染防止策の徹底とともに、アスリート等が行動できる範囲や移動方法を限定する等のアスリート等の行動ルールを策定・徹底すること。
- エ. 出入国時の検査のほか、入国後もホストタウン・選手村等を安全・安心な環境とするため、アスリート等に対して、スクリーニング検査や、試合前の検査など必要な検査を実施すること。このため、選手村内に検体採取センターや検査分析設備を整備する等の体制整備を行うこと。
- オ. 徹底した感染防止策を行った上でも、アスリート等に感染者・疑い例が発生した場合を想定し、アスリート等の感染症に係る迅速な初動対応と関係部門の情報共有、保健衛生上の各種対応に一元的に取り組める機能を構築するため、組織委員会感染症対策センター（仮称）の設置、保健衛生の拠点機能の構築等を行うこと。
- カ. 感染疑いのあるアスリート等に対し迅速に医療・療養の機会を提供するため、選手村総合診療所内の発熱外来等の設置、入院先医療機関、宿泊療養先の確保等を行うこと。
- キ. パラアスリート等に関しては、障害の種別にも配慮しつつ、パラアスリート介助者等のスタッフ等による感染防止の支援の際のガイドラインを策定すること。

（２）大会関係者、観客について

- ・ アスリート等以外の大会関係者や観客については、調整会議では、それぞれ、その取扱いについての基本的な考え方を提示した。
 - ア. 主催者等、メディア、大会スタッフ等といった大会関係者については、海外関係者の出入国や行動ルール、移動等の点に関して、大会運営との関わりの度合い、業務内容、アスリートとの接触の多寡等に応じ対応を決定する方針を整理している。
 - イ. 観客については、観客向けガイドラインの策定・周知や、競技会場において観客に体調不良者が発生した場合の対応、入院・療養する医療機関の確保等の対策を定めることとしている。

観客数の上限については、内外の感染状況や現在行っている観客数を引き上げた場合の実証の結果なども踏まえ、国内の上限規制に準じることを基本として、最終的な決定は、来春までに行う方針を整理している。

外国人観客の取扱いについては、「観客の安全」と「地域の安全」の両立を図る観点を踏まえ、検討することとしている。その際、14日間隔離・公共交通機関不使用を条件とすることは、観戦を事実上困難とするものであることから、これらと同程度の防疫措置を構築する。また、各国の感染状況等を踏まえ、14日間隔離の維持も含めリスクに応じた適切な防疫措置を講じる。具体的な措置の内容（入国前の検査・健康管理、入国時の検査・誓約書等確認、入国後の行動管理・健康管理、隔離などの医療面の対応、実効性の担保方法、アプリ等の導入等）については、感染症の専門的知見も踏まえつつ、来春までに決定することとしている。

(3) 聖火リレー、ライブサイトについて

- ・ 聖火リレーについては、観覧客・聖火ランナー・運営スタッフと地域住民の双方の安全・安心の確保等の基本的な考え方を提示しており、組織委員会は具体的な感染予防策を年内に作成し、都道府県実行委員会など各ステークホルダーの対策を推進することとしている。
- ・ ライブサイトについては、組織委員会において感染症対策の指針を年内に策定するとともに、ライブサイト実施予定の各自治体に対して、改めて計画を検証した上で、会場ごとの感染症対策に係る計画を提出するよう、依頼することとしている。

(4) ホストタウン・事前キャンプについて

- ・ ホストタウンについては、感染防止対策を講じた上で、充実した交流を実現し、それを大会後のレガシーとしてつなげることが重要である。これらの観点から、本年11月に国において策定した「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き」を踏まえ、ホストタウンや事前キャンプ地について、それぞれの自治体等に「受入れマニュアル」の作成を求め、感染防止対策を実施することとしている。
- ・ 大会出場前には選手等との接触が生じない公開練習の見学やオンライン交流、出場後には感染防止策を講じた上で各ホストタウンのニーズに応じた様々な交流の実施を推進することとしている。

3. 今後の対応

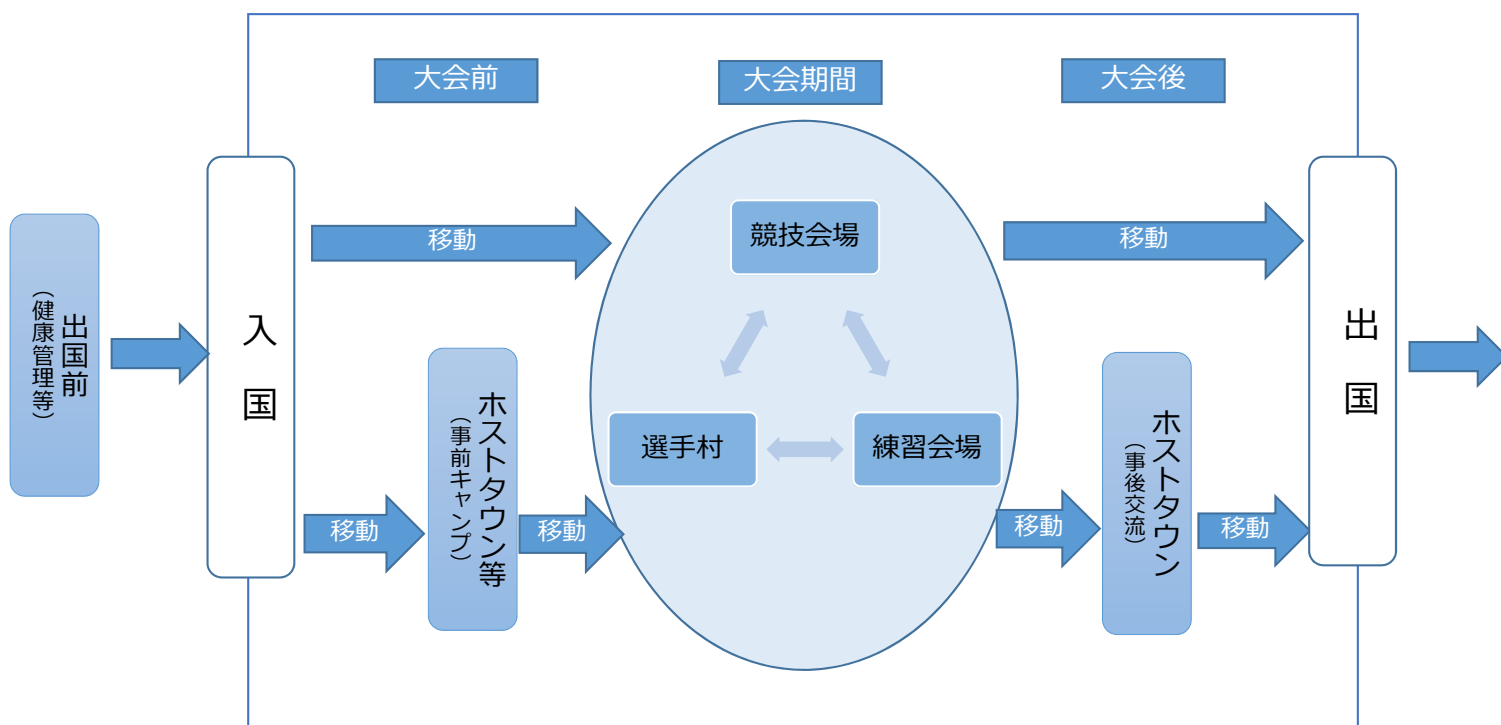
- 本中間整理を踏まえつつ、国、東京都及び組織委員会において、制度やガイドライン等の策定により詳細を定めるとともに、組織・体制の構築や大会時のオペレーションの準備等を進め、来夏の東京大会開催に向け、必要な対策の具体化を図る。
- 今後、以下の課題等について、取扱いの詳細を定める必要がある。
 - ・ アスリート等に係る検査の実施方針
 - ・ 組織委員会感染症対策センター（仮称）と保健衛生の拠点機能等の具体化
 - ・ 陽性者の入院・宿泊療養体制の確保
 - ・ 陽性者発生時の競技運営の在り方
 - ・ 大会関係者や、観客の取扱い（観客上限、外国人観客）に係る具体的な措置
 - ・ マラソン・競歩等、公道等で行われる競技における観客の感染症対策
 - ・ 聖火リレー・ライブサイトにおいて混雑・密集を避けるための対策
 - ・ 開閉会式におけるアスリート等の感染症対策
 - ・ ワクチンが利用可能となった場合の対応
- あわせて、国際オリンピック委員会（IOC）や、国際パラリンピック委員会（IPC）、国際競技連盟（IF）や各国・地域のオリンピック委員会（NOC）・パラリンピック委員会（NPC）との調整を進める。

第2章 具体的な対策

1. アスリート等に関する対策

(1) アスリートへの対応の基本的考え方について

- アスリートが安全・安心な環境の下、万全のコンディションでプレーするためには、徹底した感染防止対策と練習等の円滑な準備活動の両立が必要。
- 競技会場や選手村等、大会期間中の対応だけでなく、出入国管理、検査を含めた健康管理、移動、ホストタウン等での事前キャンプ・事後交流、医療体制の確保など、入国～大会～出国まで、それぞれの場面ごとの感染症対策やトータルでの環境整備・ルール作りが必要。
- アスリートとの接触は必要最小限とし、接触する相手方も検査等により防疫措置を講じる。



(検討項目)

- オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置の在り方
- アスリート等の移動ルール
- 基本的な感染防止策の視点
- 競技会場・選手村等におけるアスリート等の感染症対策
- アスリート等の行動ルール等
- 東京大会におけるアスリート等を中心とする検査の在り方
- アスリート等の保健衛生・医療・療養機能
- 競技別対策・ルール（陽性者発生時の競技運営の在り方）
- パラアスリート等の感染防止策

(2) オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置の在り方について

1. 対象

- (1) アスリート等がオリパラに関連して国内で行われる国際大会に出場するため入国するケース
- (2) アスリート等が東京大会本番に出場するため及び事前キャンプ等に参加するために入国するケース

※アスリートとは、出場選手をいう。

アスリート等とは、出場選手に加え、IOC/IPC、IF、NOC/NPCに属し、選手と一体となって行動する者をいう。
(審判、指導者(監督、コーチ)、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター、パラアスリート
介助者 等)

なお、上記区分については次ページ以降も適用とする。

2. 対応

下記の防疫措置を講じることを条件に、オリパラに関し国内で開催される国際大会に出場するアスリート等の入国措置(1.(1))について、「アスリート用オリパラ準備トラック」として令和2年11月12日に運用を開始。

今後、東京大会本番に係る入国措置(1.(2))については、当該トラックを基本とし、IOC、IPC、IF等と調整する。

出 国

○出国前(72時間以内)に検査を受検し、「陰性」の検査証明を取得
※検査証明を取得できない国の扱いは更に検討

○入国前14日間の健康モニタリングの提出を求める 等

入 国

○空港において検査を受検(検査結果判明まで、指示した待機場所に留まる)
(注：入国拒否の対象国・地域からの入国者に限る)

入国後 14日間

[健康管理]

- アプリによる健康状態の報告等
- 陽性判明時に陽性登録を行うため、接触確認アプリを利用
- 陽性者が判明した場合、さかのぼって行動を確認するため、地図アプリで位置情報保存 等

[行動管理]

- 用務先(競技会場、練習場等)と移動手段等を記載した活動計画書を事前に提出
- 行動計画を遵守する旨の誓約書を提出 等

※ 移動手段

- 公共交通機関を利用せず、専用車での移動が原則
- ホストタウンや地方の競技会場等への移動など航空機や新幹線等の利用がやむを得ない場合に限定的に使用(不特定多数との接触を行わないため、乗客とのフィジカル・ディスタンスを確保する等)

[実効性の担保]

- 受入責任者による管理
- 誓約書、本邦活動計画書の事前提出
- 誓約に違反した場合の措置等

(3) アスリート等の移動ルールについて

1. 検討対象

- (1) 入国空港から選手村に直行するケース
 - (2) 入国空港からホストタウン等を経由して選手村に移動するケース
 - (3) 大会期間中に選手村から競技会場・練習会場等に移動するケース
- ※大会終了後の移動については、経路に合わせて(1)又は(2)と同様のルールを想定

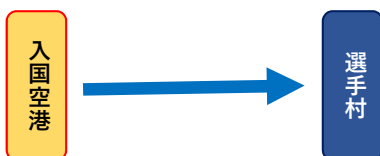
2. 対応

※(1)(2)(3)の全てのケースにおいて、以下の枠組みでアスリート等への対応を講じる。
その際、IOC、IPC、IF等と連携しつつ、詳細な検討を進める。

全ケース共通

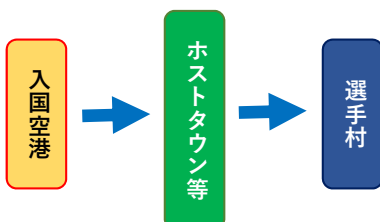
- ホストタウン・事前キャンプ地を含む国内の全行程を登録させる。
- 登録された国内行程を基にアスリート等の入国から出国に至るまでの国内行程を網羅的に把握。
- アスリート等は、選手村と競技会場、練習会場等の間を原則として専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）。
- アスリート等の移動に関して必要な感染防止策（移動ルール）については、オリパラにおけるアスリート等の出入国に係る措置や業種別ガイドラインを踏まえ検討。
- 安全・安心な大会運営の観点から、アスリート等の国内移動時の具体的な感染防止策を策定。
 - ・ 入国時・出国時の空港と選手村間の移動
 - ・ 選手村と競技会場、練習会場等との間の移動
 - ・ 選手村とIBC<国際放送センター>/MPC<メインプレスセンター>間の移動
 - ・ 都市間の移動
 - ・ 自己手配車両等による移動
 - ・ 荷物の取扱い 等

(1) 入国空港から選手村に直行するケース



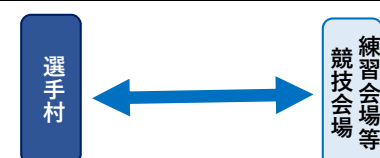
- 入国後、選手村に直行するアスリート等は、原則として組織委が調達する専用車両で移動。

(2) 入国空港からホストタウン等を経由して選手村に移動するケース



- 大会前のホストタウン交流や事前合宿等のため、選手村に直行しないアスリート等は、原則としてホストタウン等が調達する専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）。
- アスリート等の受入れ自治体等は、ホストタウン等への移動時の具体的な感染防止策を定め、「受入れマニュアル」に記載。
- 受入れマニュアルの遵守について予め合意書を取り交わす。

(3) 大会期間中に選手村から競技会場・練習会場等に移動するケース



- 選手村から競技会場・練習会場等への移動は、原則として組織委が調達する専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）。

(4) 基本的な感染防止策の視点

前提となる考え

- ・ 安全・安心な大会運営を実施することを最優先とした対策の指針である。
- ・ この指針に基づいて、オペレーション上、実現可能な対策を考えるとともに、一人ひとりに対する感染防止策の周知徹底など啓発を行う。
- ・ 開催国である日本国の基準をベースに、以下のとおりとする。

① フィジカル・ディスタンスの確保

- ・ アスリートと接触する人は、アスリートと原則は2mの距離を確保する
- ・ それ以外の接触については、できるだけ2m（最低1m以上）の距離を確保する
- ・ オペレーションの都合により上記の距離を十分に確保できない場合は、国内での業種別対策ガイドライン等も踏まえながら、追加の措置をオペレーションごとに検討する

※観客に対する基本方針も原則上記を準用するが、観客席については別途検討

② マスクの着用

- ・ 全ての大会関係者は原則マスクを常時着用する（ただし、熱中症に十分注意する）
- ・ 食事や競技中などやむを得ない場合は、この限りではない
- ・ 屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクの着用を必須としない

③ 手指衛生

- ・ 機会があるたびに、手洗いや手指消毒を徹底
- ・ 適切な場所への手指消毒剤の設置

④ 密閉・密集・密接の回避

- ・ 密閉空間を避ける（滞在がやむを得ない場合、換気の実施・人の密度を下げる・近距離での会話を避ける等の対策を実施）
- ・ 密集場所、密接場面を避ける
- ・ 可能な限り対面での接触を避ける取組
- ・ 長時間の滞在を避ける取組

⑤ 換気

- ・ 30分に1回以上、数分間程度、窓やドア等を開ける、または換気設備等による換気を行う
- ・ 空気の流れを作るため、複数の窓やドア等がある場合、二方向開放する

⑥ モノ経由の接触感染回避

- ・ 可能な限り共有使用物の使いまわしを避ける
- ・ 避けられない場合は消毒を実施する

(5) 競技会場・選手村等におけるアスリート等の感染症対策について

1. 基本的な考え方

アスリート等の安全・安心を確保し、新型コロナウイルス感染症から国民を守るため、第2回調整会議で議論した水際対策等の考え方を踏まえ、アスリート等を閉じたエリアで管理するとともに、個人に着目した感染症対策を徹底する。

- (1) 感染防止策の徹底
- (2) モニタリングの徹底（アスリート等の体調管理）
- (3) 発症時の積極的な介入

(1)(2)(3)を基本に具体的な対策を実施。今後、詳細はIOC、IPC等とともに検討。

(1) 感染防止策の徹底

① 基本的な感染防止策の周知・徹底

- ・アスリート等によるマスク着用、手指消毒、3密回避等の実践
- ・飛沫防止資機材の設置、適切なフィジカル・ディスタンスの確保等の飛沫感染防止策の徹底
- ・清掃・消毒等、接触感染防止策の徹底
- ・マスク着用、発熱者の出勤停止等、アスリートと接触する大会スタッフ等の感染防止策の徹底 等

② アスリート等の行動ルール等の徹底（14頁）

- ・アスリート等が行動できる範囲は、原則、大会運営上組織委員会が管理を行う施設（競技会場、練習会場等）又は組織委員会が事前に確認した施設(NOC・NPC等が手配した練習会場等)に限定
- ・原則として専用車両で移動。但し、公共交通機関の利用がやむを得ない場合は限定的に利用（航空機、新幹線等）
- ・①に掲げる感染防止策やモニタリングのプロセスについても詳細に規定
- ・選手村に滞在しないアスリート等についてもこのルール等を徹底 等

※パラアスリートの障害種別に応じた適切な感染防止策と、安全な競技運営の両立を図る（21頁参照）

※当該ルール等の実効性の担保及び感染防止策の実施に伴うアスリート等へのサービスの見直しについては、今後IOC、IPC等と調整していく

③ 選手村の滞在期間の調整

- ・感染リスクを低減することを目的とし、競技終了後速やかに退村するなど、入退村のタイミングを調整し滞在期間を短縮する
- ・退村後については、ホストタウンでの事後交流を除き、速やかに帰国する旨をルール化する

④ 選手村等におけるアスリート等に対する検査の在り方（15頁）

⑤ 競技別対策・ルールの在り方（19頁～）

(2) モニタリングの徹底

アスリート等の健康状態の把握とフォロー

- ・入村後の日常生活におけるアスリート等の体調を定期的を確認
- ・症状がある、心配があると報告したアスリート等には個別連絡し選手村総合診療所の受診に繋げる
- ・検査は必要な際に適切に実施できるよう体制を整備 等

(3) 発症時の積極的な介入

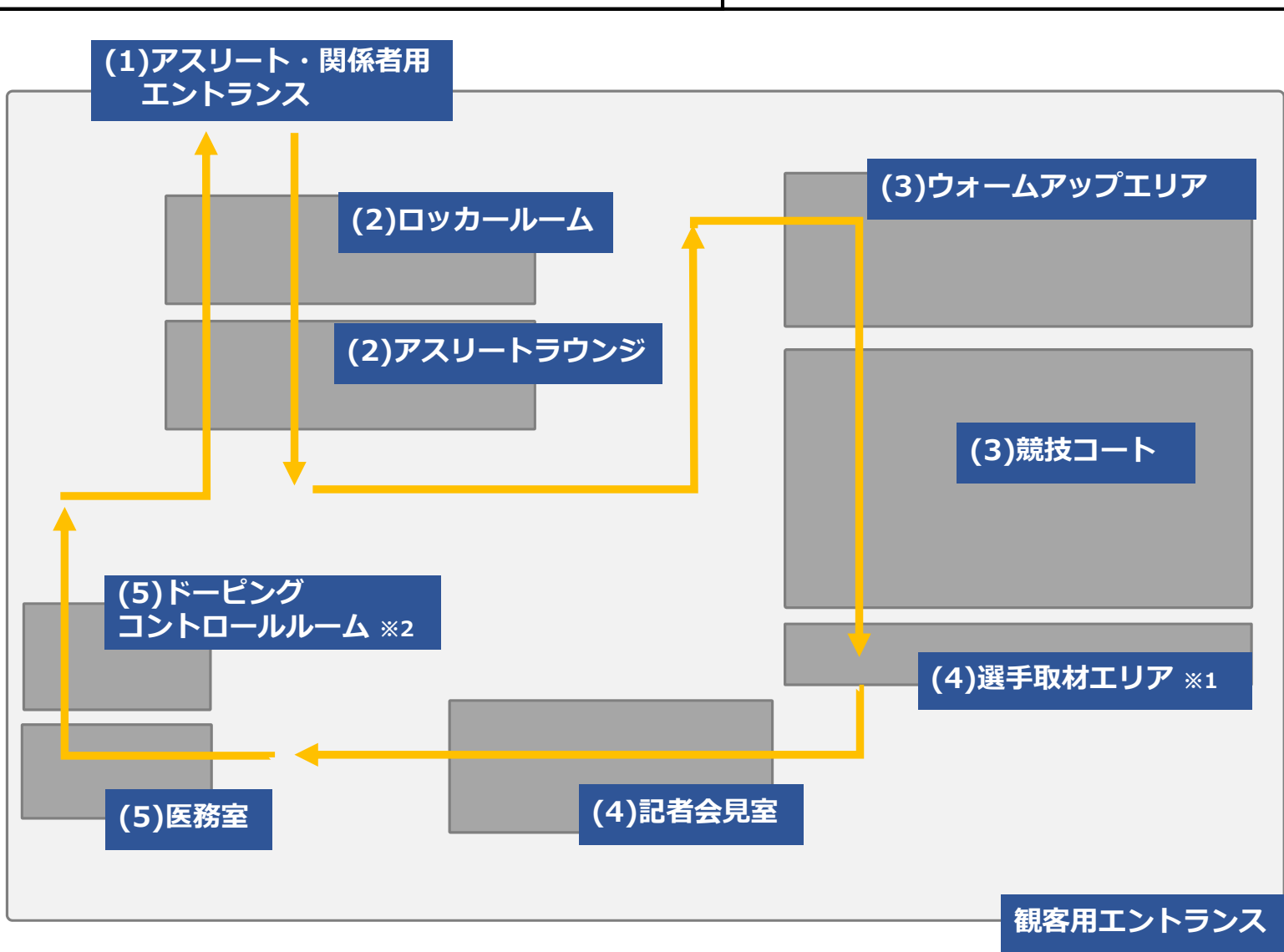
継続的な健康観察、保健医療体制等の確保、発症時の追跡調査等については、16頁～（アスリート等の保健衛生・医療・療養機能について）及び20頁（アスリートに陽性者が判明した時の出場可否等について）参照。

競技会場等におけるアスリート等の感染症対策について

1. 競技会場等の概要

- 競技会場・・・全43会場
- 国際放送センター/メインプレスセンター
- 練習会場・・・組織委員会がアスリートのために公式に用意する都内外の自治体及び民間・大学の体育施設等

2. 競技会場におけるアスリートの動線（概念図）



※1 競技直後ロッカールームへ引き上げるアスリートに対して記者が簡単なインタビューをする取材用の場所

※2 ドーピング検査対象となったアスリートから検体を採取する場所

3.基本方針

- ゾーニングを徹底して、アスリートと大会スタッフ等の接触を最少限にする。
 - アスリートと接触せざるを得ない大会スタッフ等に対しては徹底した感染防止策を講じる。
- 上記基本方針をもとに、競技や各会場の特性等を踏まえ以下の対策を実施。

4.具体的な対策

(1) アスリート・関係者用エントランス

- ・アスリート等への体温チェック
- ・エントランスの混雑回避
- ・手指消毒の励行等、感染防止策の呼びかけ

等

(2) ロッカールーム・アスリートラウンジ

- ・3密回避の実践、行動制限（例：円陣・檄を飛ばす・歌を歌うなど）により、飛沫対策を徹底
- ・アスリートラウンジにおける食事については、大会スタッフの感染防止策を徹底した上で提供
さらに必要に応じて食事の提供方法についても変更
- ・清掃・消毒の頻度を増やす

等

(3) 競技コート・ウォームアップエリア

- ・競技運営に不可欠な審判・大会スタッフの感染防止策の徹底
 - ・競技コート・競技用備品の消毒の徹底（消毒が難しい場合は備品数の増加などにより対応）
 - ・表彰式の運営方法について見直し
- ※なお、アスリートが観客席で観戦することについては、感染防止の観点から見直しを検討

等

(4) 選手取材エリア・記者会見室

- ・アスリートとメディア・大会スタッフ間のフィジカル・ディスタンスの確保
- ・清掃・消毒の頻度を増やす（マイク・椅子・機材等）
- ・取材エリアに入る人数を制限

等

(5) 医務室・ドーピングコントロールルーム

- ・大会スタッフの感染防止策の徹底（マスク・ガウン等防護具の着用等）
- ・医師の判断により、感染が疑われる者を隔離・搬送
- ・感染リスクを踏まえた診療手順の策定（患者の入室時のマスク着用の徹底等）
- ・清掃・消毒の頻度を増やす

等

※国際放送センター・メインプレスセンター・練習会場においても、上記を踏まえた対策を実施

選手村におけるアスリート等の感染症対策について

1. 選手村の概要

選手村は、国、競技等の枠を超えてアスリート同士が交流しながら、集団生活を行うことを前提としており、これが選手村の特徴となっている。

こうした状況を十分に理解しながらも、選手団を感染症から守り、アスリートが最高のコンディションで競技に参加できる環境を提供することを目的に対策を実施する。

〈本村（晴海）〉

- ・面積：約44ha
- ・ベッド数：18,000ベッド（オリンピック）、8,000ベッド（パラリンピック）
- ・関係者数：選手団約18,000人、来訪ゲスト/メディア等約2,000人/日、スタッフ約8,000人/日

〈分村（オリンピックセーリング村）〉

- ・施設名：大磯プリンスホテル（神奈川県大磯町）
- ・対象：江の島ヨットハーバーにおける競技

〈分村（オリンピックサイクリング村）〉

- ・施設名：ラフォーレリゾート修善寺（静岡県伊豆市）
- ・対象：伊豆ベロドローム等における競技

2. 対策の考え方

- 基本的な感染防止策の周知・徹底を図るとともに、選手村内の施設ごとの特性に応じた感染防止策を講じる。
 - 安全・安心なサービス提供を可能とすべく、必要に応じて空間的、時間的な一定の制約を付す。
 - 入村時等一時的に3密が想定される場面における混雑回避方策を実施。
 - 選手団以外の関係者に対しても、感染防止策を徹底する。
- 上記考え方をもとに、施設の特性等を踏まえ以下の対策を実施。

3. 具体的な対策

① メインダイニングホールにおける対策

アスリートに必要な栄養や、宗教・食習慣に対応した食事を提供。そのため、アスリート自らが料理を選択する方式を維持しつつ、混雑緩和等に向けて必要な対策を実施

- ☑ 調理スタッフが感染防止策を行った上で個別に料理を提供、必要に応じてあらかじめ小分けして提供する方法を導入
- ☑ 混雑緩和に向け、座席数削減、クロークの廃止、滞在時間短縮の検討を行う一方、カジュアルダイニング活用、利用者への混雑状況発信による利用時間分散化、メニューの事前案内、喫食時間制限などを検討し、サービスレベルの維持に努める
- ☑ 飛沫対策として、アクリル板等を設置
- ☑ 手指消毒の徹底、喫食時以外のマスク着用、換気設備の稼働など

3.具体的な対策

② フィットネスセンターにおける対策

選手団に運動やフィットネスの環境を提供。競技へのコンディションを整えるうえで、アスリートにとって非常に重要、不可欠な施設であるため、徹底した感染防止策を実施

- ☑ 混雑緩和のため、利用者に対するルールを策定
- ☑ 飛沫対策として、トレーニング機器間にアクリル板等を設置
- ☑ トレーニング機器・手指消毒の徹底、換気設備の稼働など

③ 選手村総合診療所における対策

アスリート等に対し、救急科、整形外科等 8 診療科と薬剤、理学療法等 4 部門による医療サービスを総合的に提供。感染防止に万全を期すとともに、必要な医療を提供

- ☑ 診療科ごとの感染リスクを踏まえた診療手順の策定と感染防止策の徹底
- ☑ 予約制の導入により特定の時間に患者が集中することを防止
- ☑ 受診対象は選手村に滞在する者とし、受診においてはアスリートを優先

④ 宿泊棟における対策

選手団が多く時間を過ごすスペース。戸数に限りがあり、1 部屋あたり複数利用が避けられないため、各アスリート等が安心して過ごすことができるよう感染防止策を実施

- ☑ [居室] 選手団への日常生活における感染予防知識の周知とその実施徹底、日々の検温管理等、清掃やリネン交換時の換気、作業スタッフのマスク着用・手指消毒
- ☑ [居住者センター] アクリル板設置やマスク着用による飛沫防止、備品消毒
- ☑ [予約制会議室] 利用人数制限、リモート会議の推奨、サーキュレーター等設置
- ☑ [その他共有施設・備品] 高頻度接触箇所（エレベーター、リモコン等）の消毒など

⑤ ビレッジプラザにおける対策

アスリート等の生活を支える各種店舗、メディアセンターが設置される施設。認証を受けたメディアや関係者ら多くの方々が訪れる、にぎわい施設となるため、混雑緩和等を含む感染防止策を実施

- ☑ 入場者制限や利用ルールを策定し、施設内の混雑緩和、密度軽減策を実施
- ☑ 各店舗等における感染防止策の徹底（ビニールシート等設置、マスク着用、消毒等）
- ☑ 出入口開放による外気循環やサーキュレーター等設置による密閉対策実施など

留意点

分村・選手村外宿泊の扱いについては、選手村(本村)の対策を参照しながら、今後、基準等を検討し、必要な対応を実施。

(6) アスリート等の行動ルール等について

1. 検討対象

- 大会期間中を中心に、アスリート等の安全・安心の確保、及び新型コロナウイルスから日本国民を守ることを目的とし、アスリート等が遵守すべきルール等。
- 大会期間中、安全・安心な大会運営を図るため、以下の三つの観点から、検討を行う。
 1. モニタリング、2. 日常生活様式、3. 滞在先・用務先の制限

※ 本資料は入村から退村までを適用範囲とする。

2. 対応

NOC/NPC等は、下記の行動ルール等の遵守、及び各NOC/NPC団員の健康等を管理するため、衛生管理責任者を選任し、組織委員会に届け出る。衛生管理責任者は、各NOC/NPC団員が行動ルール等に従って行動するよう管理し、その遵守について責任を負う。

1. モニタリング（アスリート等の体調管理）

体調管理

- アスリート等は定期的な体温測定・記録等を実施。問題がある場合は、衛生管理責任者を通じて、組織委員会へ報告を行う。
- 検査に関わるルールについては、15頁を参照。

アプリについて

- アスリート等は、接触状況の把握、健康観察、位置情報の保存・活用、検査情報等を効果的に把握する各種アプリを、常時所有の携帯電話に導入し使用する。

2. 日常生活様式

- アスリート等は原則、十分なフィジカル・ディスタンスを保ち、手指衛生を徹底、常時マスクを着用する。但し、競技やトレーニング、食事など、マスクの着用が適当でない場合はその限りではない。
- マスクの着用有無にかかわらず、大声を出したり、フィジカル・ディスタンスが保てない空間に不必要に長時間滞在するなどの行動は避け、感染リスクを最小限に抑える。
- 入国後は来村者を含め他者との不要不急な接触を避け、他者との接触が必要な場合は、適切なフィジカル・ディスタンスを確保して行動する。

3. 滞在先・用務先の制限 等

- NOC/NPC等は滞在拠点として、選手村等、招聘する自治体の手配する宿舎、NOC/NPC等が独自に手配する宿舎のいずれかを指定。
- NOC/NPC等は競技会場、練習会場等の組織委員会が管理を行う施設（以下「組織委管理施設」という。）のほかに、ハイパフォーマンスセンター等のアスリートの競技パフォーマンス向上に供するための施設等を用務先とすることができる。
後者については、組織委管理施設と同等の衛生基準を満たし、所定の手続き（NOC/NPC等による事前の申請等）が行われることにより、用務先として追加することができる。
※ その他訪問が認められる用務先については、引き続き検討を実施

4. 違反時の対応について

- 行動ルール等に関する措置への不遵守や拒否等の場合、衛生管理責任者を通じて一定の改善勧告を行った上で、なお改善が見込めない場合は厳正に対応する。
- ルールについては、その重要性や違反の度合い等を鑑みて、IOC、IPC等と協議の上、設定する。

(7) 東京大会におけるアスリート等を中心とする検査の在り方について

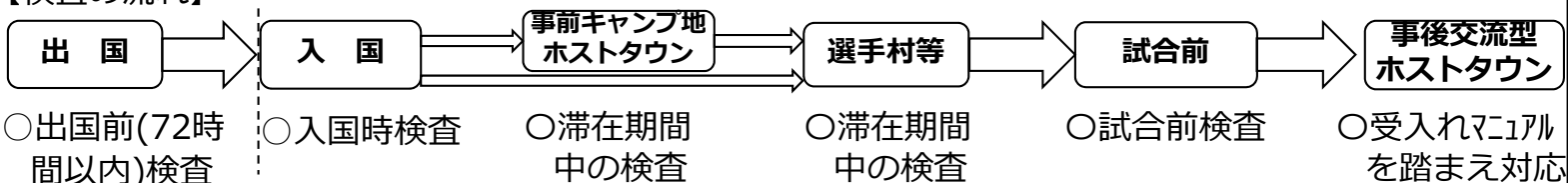
1. 検討対象

- (1) 東京大会に出場する外国人アスリート等
- (2) 東京大会等に出場する国内在住の日本人アスリート等
- (3) 大会関係者（IOC、IPC、IF等）
- (4) アスリート等との接触が見込まれる者（事前キャンプ地・ホストタウン、選手村担当者等）

2. 対応

- 出入国時に防疫施策の一環としての外国人アスリート等への検査を求めるほか、入国後もホストタウン・選手村を安全・安心な環境とするため、ジャーニー（行程）の場面ごとに、健康管理、行動ルールを徹底するとともに、必要な検査を実施。国内在住の日本人アスリート等についても、外国人アスリート等に準じた対応を実施。
 - 事前キャンプ地・ホストタウン等における検査については以下を行う。
 - ・ 入国時検査実施（注：入国拒否の対象国・地域からの入国者に限る）後、数日後（96時間後から120時間経過後）を目途に無症状者を対象とした検査（スクリーニング検査）を実施。
 - ・ 選手村入村72時間前を目途にスクリーニング検査を実施。
 - ・ スクリーニング検査で陽性の結果が得られた場合、直ちに再検査を実施し、結果を確認する。再検査の結果等により、陽性と判断された場合、保健衛生当局と連携し、直ちに感染拡大防止に必要な措置を講ずる。
 - 選手村における検査については以下を行う。
 - ・ 選手村内において感染が疑われる者や、感染者との接触が認められる者については、選手村内に検査分析設備を設置し、迅速に検査・診断を実施する。
 - ・ 選手村等に滞在する者については、滞在期間中、原則として定期検査（スクリーニング検査）を実施する。検査実施から次の検査までの間隔は、原則として96時間から120時間とする。
 - ・ 選手村等における初回のスクリーニング検査は、入村後直ちに行う。ただし、入国時の検査など、直前の検査から96時間を経過していないことが明らかな場合、直前の検査から96時間後から120時間後の間に実施する。
 - ・ 検査の日程については、あらかじめ予定表を作成する。
 - ・ スクリーニング検査で陽性の結果が得られた場合、直ちに再検査を実施し、結果を確認する。再検査の結果等により、陽性と判断された場合、保健衛生当局と連携し、直ちに感染拡大防止に必要な措置を講ずる。
 - ・ 試合前検査の時期は、IFのガイドライン等を踏まえ調整。
 - 入国後のスクリーニング検査は、PCR検査、又は抗原定量検査を基本とする。
 - 大会関係者、アスリート等との接触が見込まれる者についても、健康管理、行動ルールを徹底するとともに、アスリート等との接触の程度に応じ必要な場合には検査を実施。
 - 検査結果について、速やかに把握・共有するシステムを構築。
 - ホストタウン、選手村等において、地域の保健衛生機能に支障を来さないよう、必要な検査・医療提供が可能となる体制を整備。（選手村内の検体採取センター、検査分析設備の整備等）
- ※詳細は引き続きIOC、IPC、IF等と調整

【検査の流れ】



(8) アスリート等の保健衛生・医療・療養機能について

1. 基本的考え方

- 徹底した水際対策や、移動ルール、アスリート等を閉じたエリアで管理するための感染防止策、行動ルール等の検討事項を踏まえ、アスリート等に感染者・疑い例が発生した場合の対応の仕組みを構築する。
- 選手村などアスリート等の滞在が集中する地域や競技会場、ホストタウン、事前キャンプ地のある自治体等において、地域の保健医療機能の維持という観点から、それぞれの地域への影響を踏まえて対応する。
- また、アスリート等が発症した場合には、競技参加可否など大会運営に直接的な影響があることから、行政上の感染症対策部門と組織委員会など大会運営を担う組織が、緊密に連携できる仕組みを構築する。

上記については、詳細はIOC、IPC、IFなども含めた関係団体とも調整を行う。

2. 組織委員会感染症対策センター（仮称）の設置

大会運営における情報連携のハブとなる組織委員会のメインオペレーションセンター（MOC）内に、大会運営上の感染症対応のためのインシデント・マネジメント機能の強化のための組織委員会感染症対策センター（仮称）を設置し、選手村総合診療所や保健衛生の拠点機能と連携することにより、大会に係る感染症対策を一元的に推進。

1) アスリート等の健康状況のモニタリング及び支援

大会運営への影響を踏まえつつ、大会終了まで一貫してアスリート等の健康状況を随時モニタリングし、感染の疑いがある者に対する早期検査、陽性者の早期発見に努めるとともに必要な支援を行う。

2) 陽性者発生時の情報共有及び連絡・調整

アスリート等・大会関係者は多岐にわたり、それぞれ行動の態様等も異なることから、陽性者発生時は、関係者が属するグループごとに行動履歴や接触状況を確認し、迅速な情報共有、必要な連絡・調整等を行う。

3. 保健衛生の拠点機能の構築

選手村などアスリート等の滞在が集中する地域の行政上の保健衛生機能を強化し、大会運営側との緊密な連携の下で対応できるよう、保健衛生の拠点機能を構築する。

具体的な機能や体制等について、今後、関係者と調整を行う。

1) 円滑な健康観察、入院・搬送調整等

組織委員会感染症対策センター（仮称）、NOC、NPC等との協力の下で、健康観察や検査陽性時の入院医療機関等の選定、患者搬送の調整等を行う。

2) 濃厚接触者の特定などの疫学調査

保健衛生の拠点機能において、組織委員会感染症対策センター（仮称）を通じてNOC、NPCが把握するアスリート等の行動記録・接触記録等の情報提供を受け、疫学調査を適切・円滑に実施する仕組みを構築する。

アスリート等について、濃厚接触者の特定や検査判定等を的確・円滑に行うため、専門家の助言を得て濃厚接触者の特定のための手順・パターンや検査の手順を予め作成するとともに、検査結果判明までの隔離先等を準備し、関係者と共有する。

4. 実効性のあるアスリート等の健康観察・行動把握

アスリート等の発症を早期に検知し、円滑な受診や感染拡大防止につなげるため、実効性のある仕組みを構築する。

接触状況、健康観察情報、位置情報、検査情報等を効率的に把握するため、デジタルツールを活用し、適切に情報管理を行うとともに、陽性者等発生時の初動の迅速化につながる方策を実施する。

5. アスリート等の受診・入院先医療機関の確保

1) 選手村総合診療所に発熱外来等を設置

選手村内に設置する総合診療所の機能を強化し、発熱等の感染症症状への診療を行う発熱外来、迅速に検査を行う民間検査機関のブランチラボを設置する。

2) 入院先医療機関の確保

アスリート等への医療提供を大会指定病院※等に依頼する場合、新型コロナウイルス感染症患者の入退院手続きや院内の感染防御対応などに係る人的・設備的な負担、アスリートの競技参加可否への関与等の特殊性、地域医療への影響などを踏まえ、大会指定病院等の人的な負担等の軽減や外国人患者受入医療機関における多言語対応の体制の確保等を行う。

※大会指定病院：東京2020大会期間中に入院が必要なアスリート等や大会関係者等を受け入れる後方病院。組織委員会と予め協定を締結する。

6. 軽症・無症状の場合の宿泊療養先の確保

軽症・無症状の場合は、アスリート等についても医療機関とは別の宿泊療養先を確保する。

- ①施設の確保及び運営の在り方について協議の上、決定する。
- ②健康観察にデジタルツールを活用するなど、療養中の効率的な健康観察を行う。
- ③療養中の健康状態確認は、チームドクター等の協力を得る。

7. 地域の保健医療機能の強化

円滑な大会運営と大会中の地域の保健医療体制の両立に資するよう、地域における円滑な連携・協力を支援する仕組みを構築する。

競技会場やホストタウン、事前キャンプ地のある自治体と円滑な連携・調整を図る。

※ 分村等においては、これらの仕組みを踏まえて対応を実施する。

(9) 競技別対策・ルール（陽性者発生時の競技運営の在り方）について

1. 競技会場・競技エリアにおける感染症対策について

(1) 競技別の感染防止策

競技会場における競技別の感染防止策を組織委員会にて検討し、現在、IFと協議を行っている。年内に素案を取りまとめ、テストイベント等での検証を経て、6月までに最終確定させる。

【検討中の感染防止策の例】

- ① 「ヒト」に関する対応：審判・大会スタッフとアスリートとのフィジカル・ディスタンスの確保、マスクや手袋などの装着の徹底 等
(例：審判のほか、ボールボーイ、飲料水を渡すスタッフなど)
- ② 「モノ」に関する対応：従前は共用していた物品の使用方法の変更、競技用備品の消毒 等
(例：サッカー等の飲用水ボトルや体操等の滑り止めの粉、球技のボールの消毒など)
- ③ 「オペレーション」に関する対応：アスリートベンチや審判席の配置変更 等
(例：バスケットボール等でアスリートベンチと審判席の距離を離し遮蔽物を設置するなど)

(2) 感染者発生時の競技運営

- 感染者発生時においても競技が円滑に実施されるよう、今後、IOC、IPC、IFと連携して、検査のタイミングを考慮した上、アスリートや技術役員の交代に関する手続きを年度末までに整理する。その後、上記の感染防止策とあわせて、6月までに最終確定させる。
- 上記の対応を含め、今後の状況の変化に応じてIFが競技運営に係る手続き等の見直しを適切に行えるよう、感染者発生時の対応について随時IFに情報提供を行い、また、IFに対しても最新の競技運営に係る情報を求めていく。

2.アスリートに陽性者が判明した時の出場可否等について

(1) 基本的な考え方

- アスリートと地域の安全・安心を確保するためには、陽性者と判定されたアスリートについては法令上求められる措置を講じるとともに、競技には出場させないこととする。なお、偽陽性の可能性等を踏まえ、丁寧なプロセスとする必要。
- また、安全・安心な環境の下で競技を行うため、陽性者が判定され次第、迅速に濃厚接触者を特定することが重要。
- 上記はいずれもアスリートにとっても競技運営にとっても重要な点であることから、それぞれの判定手続き・プロセスを事前に明確に示し、IOC・IPC、IFを含めた関係者の合意の形成を図ることとする。

(2) 必要な対策

①無症状だが陽性判定が出たアスリートへの対応

無症状だが陽性判定が出たアスリートについては、再検査で陰性結果を得た場合には出場を認めるなど、予め定められた手順に従って最終診断し、競技参加の可否を判断する。

②「濃厚接触者」等の特定

濃厚接触者の特定については、開催地の保健衛生当局の判断が優先されるという見解のIFが多かったことを踏まえ、保健衛生当局と組織委員会との間で、IFからの情報も活用しつつ、予め共通認識を得ておくこととする。

また、濃厚接触者の特定に至る前の濃厚接触の疑いのある者に関するリストアップの方法についても予め整理し、迅速に特定の手続きを進めていく必要がある。

③「濃厚接触者」等の出場の可否

濃厚接触者の出場可否については、開催地の保健衛生当局の判断が優先されるという見解のIFが多かったことを踏まえ、引き続き国・都・組織委員会との間で対応を協議する。また、濃厚接触の可能性有りとしてリストアップされたものの、特定に至る前の者についての出場等の扱いについても整理を行う。

これらの点も含め、組織委、IOC・IPC、IF、NOC・NPCの医療関係者の関係、役割分担について、予め整理しておく。

(10) パラアスリート等の感染防止策について

1. 基本的な考え方

- ① 感染症対策を含めたアスリート向けガイドラインは、基本的にオリンピック・パラリンピック共通となるが、パラアスリートの中には健康管理や感染防止の行動（フィジカル・ディスタンスの確保や手指の衛生管理など）を一人で完結できない場合がある。
- ② オリンピックでの感染防止策をベースとしつつ、追加的に必要な対応をアスリート向けガイドラインとして規定し、パラリンピック時に適用する。
- ③ 事態発生時もオリンピック・パラリンピックで対応は変わらないが、基礎疾患を抱えるアスリート等には感染後の重症化リスクがあるとの指摘があることに留意する。

2. 主な論点

選手団には「個人に着目した感染症対策」が求められるが、障害の種別によっては、アプリ等を用いた健康管理やその報告、周囲の人とのフィジカル・ディスタンスの確保、手指消毒をはじめとする日常的な感染防止に必要な行動が困難な事態も想定される。

そこで、アスリートとしての自立的な感染症対策を基本としつつ、パラアスリートの一部には、他者の支援を受けることを想定した追加的な感染防止策のガイドラインを適用する。

3. 具体的な対策の方向性

パラアスリートに対しても、競技会場・選手村等でアスリート等と接する大会スタッフ等が適切なフィジカル・ディスタンスを確保して対応することは変わりがない。

そこで、日頃からパラアスリートと接し、基礎疾患の有無等も把握し、大会期間中も一緒に行動する時間が長い、パラアスリート介助者やチームドクターをはじめとした選手団内の様々なスタッフ等による感染防止への支援が不可欠となる。

ただし、こうした支援を行う際に、アスリートと選手団スタッフ等の間、またアスリート同士が近い距離で接することになるため、その中での感染拡大のリスクを低減する必要がある。

- ① パラアスリートの感染防止の観点から、選手団スタッフ等が感染防止行動を支援する際のガイドラインをアスリート向けガイドラインとして策定する。
策定に当たっては、専門家の意見を踏まえ、障害の種別にも配慮しつつ、パラアスリートと選手団スタッフ等の相互の感染防止を意識した適切な方法を提示する。
- ② NPC選手団内の衛生管理体制はNOC・NPC共通の課題として整備するが、一部に重症化リスクがあるとの指摘も考慮し、各NPC衛生管理責任者と組織委員会・関係機関の適切な情報共有・連携の仕組みを構築していく。

2. アスリート等以外の大会関係者に関する対策

1. 検討対象

- (1)主催者等 (①主催者等(IOC、IPC、NOC、NPC、IF、マーケティングパートナー(MP))、②要人)
- (2)メディア (オリンピック放送機構、放送権者、報道各社)
- (3)大会スタッフ (①職員、②大会ボランティア、③コントラクター)
- (4)都市ボランティア

2. 論点

★基本スタンス

⇒アスリート等以外の大会関係者については、大会に必要不可欠なアスリート・観戦目的のチケットホルダー等の取扱いを勘案しつつ、大会運営との関わりの度合い、業務内容、アスリートとの接触の多寡等に応じ対応を検討。

★主な論点

- 海外関係者の出入国
(対象範囲、14日間の待機期間中の行動制限の在り方。下記の行動ルール、宿泊、移動とも関連)
- 行動ルール (用務先の限定等)
- 宿泊
- 移動
- アスリートとの接触
- 検査
※体調不良時には、必要な医療・療養面での対応を実施。

3. 主催者等

★対象

- ①主催者等
 - IOC、IPC、NOC、NPC、IF、マーケティングパートナー (MP) を想定。
- ②要人
 - 首脳級外国要人、閣僚級外国要人、国内要人を想定。
※要人については、対応の在り方を別途検討。外国要人については出入国の取扱いを含む検討や各国政府・在京大使館との連携が必要。

★基本的な考え方、出入国

- アクレディテーションをもって入国するプロセスにおいて、適切な防疫上の措置を講じることを検討。
- 14日間自宅待機や公共交通機関不使用に係る検討が必要な場合には、各国の感染状況により求められる防疫措置と職務上の要請に係る双方の観点を踏まえた上で、十分な安全性の担保が必要であり、具体的には今後検討。

★検査

- 大会関係者については、アスリート等との接触の多寡、入国条件に関する検討状況等を踏まえ、検査の在り方を検討。実務上の観点も踏まえる。

★大会中の行動ルール

- 安全・安心な大会運営の実現のため、用務先を含めた行動ルールを定める。行動ルールは勤務・活動時間外についても含める。

3. 主催者等(続き)

★宿泊

- 宿泊施設は、組織委員会手配のホテルと独自手配のホテル。
- 一般客も宿泊するホテルについて、業種別ガイドライン等を踏まえたコロナ対策をホテル等に対し要請。

★移動

- 延期前の計画では、組織委手配車両、自己手配車両に加え、公共交通機関も併用と、対象により異なる。
- 海外からの入国者について、移動ルールの検討を進める。

★アスリートとの接触

- 表彰式のプレゼンターとなる関係者がいる（プレゼンターの決定は通常は表彰式の前日）。基本的な感染対策（待機中のフィジカル・ディスタンス、マスク着用、手指消毒等）を徹底するなどして、工夫して表彰式を実現。
- アスリートとのその他の接触についても最少限となるよう、行動ルールを定める。
- アスリートと接触するNOC/NPCやIFの関係者（※）については、安全・安心な大会の実現のため、宿泊・輸送・検査等の追加的防疫措置を講じる。
※アスリートの活動を支援するアディショナル・チーム・オフィシャル（ATO）、選手団団長を兼ねるNOC/NPC会長などの一部のNOC/NPC関係者、また、主に海外から参加する審判等の技術役員（ITO）、国内から参加する審判等の技術役員（NTO）、競技運営に不可欠なIFスタッフなどのIF関係者を想定。

4. メディア

★対象

- オリンピック放送機構(OBS)、放送権者(RHB)、報道各社(PRS)を想定。
- OBSが国際放送映像信号を作成。RHBが各国向けに放送・配信。PRSは報道。

★基本的な考え方、出入国

- アクレディテーションをもって入国するプロセスにおいて、適切な防疫上の措置を講じることを検討。
- 14日間自宅待機や公共交通機関不利用に係る検討が必要な場合には、各国の感染状況により求められる防疫措置と職務上の要請に係る双方の観点を踏まえた上で、十分な安全性の担保が必要であり、具体的には今後検討。

★検査

- 大会関係者については、アスリート等との接触の多寡、入国条件に関する検討状況等を踏まえ、検査の在り方を検討。実務上の観点も踏まえる。

★大会中の行動ルール

- 安全・安心な大会運営の実現のため、用務先（例えば、競技会場、IBC/MPC、選手村、練習会場、大使館、各国のハイパフォーマンスセンター等）を含めた行動ルールを定める。行動ルールは勤務・活動時間外についても含める。
- メディアの行動ルールについては取材の自由との調整を行って策定する。

4. メディア（続き）

★宿泊

- 宿泊施設は、組織委員会手配のホテルと独自手配のホテル。
- 一般客も宿泊するホテルについて、業種別ガイドライン等を踏まえたコロナ対策をホテル等に対し要請。

★移動

- 延期前の輸送計画では公共交通機関の利用が前提（出入国時の輸送手段は公共交通機関利用。大会中の輸送手段は組織委手配車両と公共交通機関利用の併用）。
- 海外からの入国者について、移動ルールの検討を進める。

★アスリートとの接触（取材エリア等における対応）

【アスリート取材時】

- メディアとアスリートとの接触については、組織委員会が定めるフィジカル・ディスタンス規則に則った一定距離を保ちつつ、遮蔽物などを用いてメディアとアスリートの濃厚接触を避ける運営方法を全会場にて新たに策定する（会見・会場内でのアスリート取材等）。
- オンライン等を用いた取材方法もIOCとの間で協議を進める。
- 併せてスタッフ削減等も視野に入れ、密集状態を避ける。
- IBCや各種TVスタジオ等へアスリートを招いてインタビューを行うことについては、アスリートの安全の確保の観点から、条件を定める（例えば、取材時はアスリートについて別動線を確保する、等）。
- 選手取材エリア等へのアクセス人数制限を目指すプランを策定する。
例）選手取材エリアを全て予約制にして密集状態を避ける運用など

【MPC、競技会場メディアセンター等のメディアの業務施設】

- メディア間の密集による感染リスクを防ぐため、競技会場自体のアクセス或いはメディアエリアへの入場人数を制限するための新たなルールをIOC/OBSとの間で策定する。

5. 大会スタッフ

★対象

①職員

- 大会準備から本番まで一貫して関わる者が中心。

②大会ボランティア

- 大会直前から本番時に関わる者が中心。一部、テストイベントに参加する者もあり。
- 海外在住者の中には、国内で確保が困難な、様々な国際大会での経験を有する者や、少数言語を扱う者等の専門的人材も含まれる。

③コントラクター

- 国内外の受託事業者。受託業務内容は大会運営全般であり、多岐にわたる（例えば、会場運営、警備、輸送、食事、清掃等）。
- 海外在住者の中には、大会運営に不可欠な者（例えば、競技計測、会場・仮設電源整備等に従事する者）も含まれる。

5. 大会スタッフ（続き）

★基本的な考え方、出入国

- 感染予防に向けた基本行動の徹底。
- アクレディテーションをもって入国するプロセスにおいて、適切な防疫上の措置を講じることを検討。
- 14日間自宅待機や公共交通機関不利用に係る検討が必要な場合には、各国の感染状況により求められる防疫措置と職務上の要請に係る双方の観点を踏まえた上で、十分な安全性の担保が必要であり、具体的には今後検討。

★検査

- 大会関係者については、アスリート等との接触の多寡、入国条件に関する検討状況等を踏まえ、検査の在り方を検討。実務上の観点も踏まえる。

★大会中の行動ルール

- 安全・安心な大会運営の実現のため、用務先を含めた行動ルールを別途定める。体調管理シートを活用し自己管理。行動ルールは勤務・活動時間外についても含める。
- 会場の共用品の拭き上げなどについては、ボランティアの方にも担っていただく。

★宿泊

- 宿泊施設は、一部組織委員会手配のホテル。多くは独自手配のホテル又は自宅。
- 一般客も宿泊するホテルについて、業種別ガイドライン等を踏まえたコロナ対策をホテル等に対し要請。

★移動

- 延期前の輸送計画では、出入国時も大会中も、公共交通機関の利用が前提。
- 海外からの入国者について、移動ルールの検討を進める。

★アスリートとの接触

- アスリートとの接触のある者としては、基本的な対策（マスクの着用等）を取れない環境でアスリートと手で触れることが可能な範囲で業務・活動する者や、基本的な対策を取りながらもアスリートと長時間の行動及び移動を共にする者等を想定。これらの者については、更に徹底した対策が必要。

【参考】 共通で想定される基本的な行動ルール例

- 3密の回避やフィジカル・ディスタンスの確保
 - マスク着用の徹底
 - 手洗い、手指消毒の徹底
 - 咳エチケットの遵守、大声を出さない
 - 食事や休憩時のルールの遵守
 - 握手やハイタッチ等の自粛
 - 共用品等の拭き上げ
 - 室内換気の徹底
 - 体調管理の徹底
 - 業務・活動時間外の行動制約
- ※上記のほか、出入国等、競技会場等の場面に応じた行動ルールを関係者グループごとに今後整理。

6. 都市ボランティア

★対象

大会時に空港・主要駅等における案内や競技会場周辺における観客案内等を行う都市ボランティア
※東京都のほか、都外の会場所在自治体においても運営（以下、都の取組について記載）

★基本的な考え方

- 都と都市ボランティアそれぞれが、関連する様々な場面において感染予防策を徹底
- ボランティア活動は屋外中心になることを踏まえ、暑さ対策と両立した感染予防策を実施
- 組織委員会（大会ボランティア）や他会場所在自治体と連携（情報交換等）

★検査

- 会場外の屋外中心に活動する環境等を踏まえつつ、健康管理や感染予防策等の内容の中で引き続き検討

★大会中の行動ルール（感染予防策等）

①都が実施する対策

- ・オンライン研修の活用、活動時における控室の換気や消毒液の設置 等
- ・ボランティア活動時の体調確認、接触確認アプリの活用 等
- ・活動中に感染症の症状を発症した場合の対応（対応フローの策定）

②都市ボランティアが実施する対策

- ・飛沫感染防止（マスク着用、観客等との距離の確保 等）
※暑さ対策として、一定の距離を確保できる場合はマスクを外すことができる 等
- ・接触感染防止（手指消毒・手洗いの徹底、ハイタッチなど観客との接触を回避 等）
- ・活動前後の体調管理（活動後に感染者等と判定された場合は直ちに報告 等）

★宿泊

- 独自に宿泊施設を確保する方に向け、感染防止対策に取り組む宿泊施設の情報を提供

3. 観客に関する対策

(1) 観客の感染症対策について

1. 基本的な考え方

外国人観客を含めた観客の取扱いについて、今後の国内外の感染状況や、我が国と海外との往来に係る状況、スポーツイベントの開催状況等を踏まえた検討を、以下に示すとおり進める。

2. 観客数上限の考え方

- 内外の感染状況や現在行っている観客数を引き上げた場合の実証の結果なども踏まえ、国内の上限規制に準じることを基本とする。
- 最終的な決定は、来春までに行う。

3. 外国人観客の取扱い

- 外国人観客の取扱いは、「観客の安全」と「地域の安全」の両立を図る観点を踏まえ、検討する。
- 外国人観客については、14日間隔離・公共交通機関不使用を条件とすることは、観戦を事実上困難とするものであることから、これらと同程度の防疫措置を構築する観点到立ち、以下の対策を検討する。
 - (ア) 入国時点までの外国人観客の安全性を確認するため、十分なスクリーニングを行う仕組みとすること。
 - (イ) 入国後に、外国人観客に適切な行動管理・健康管理を求める仕組みとするとともに、感染又はその虞がある場合に、当該ケースを迅速に把握し、適切な隔離など医療面の対応等が行える体制を構築する等、実効的な仕組みとすること。
 - (ウ) 各国の感染状況等を踏まえ、14日間隔離の維持も含めリスクに応じた適切な防疫措置を講じること。
- 上記を踏まえ、入国前の検査・健康管理、入国時の検査・誓約書等確認、入国後の行動管理・健康管理、隔離などの医療面の対応、実効性の担保方法等について、感染症の専門的知見も踏まえて、具体的な措置やアプリ等の導入の検討を進める。
- 具体的な措置の内容については、今後の国内外の感染状況、我が国の海外との往来に係る状況、スポーツイベントの開催状況等を考慮し、来春までに決定する。

4. 競技会場・ラストマイルにおける感染症対策について

(別掲)

5. 観客に体調不良者が発生した場合の対策

- 競技会場で発熱等の体調不良者が発生した場合に一次的に対応する者・場所を確保するとともに、一次的な対応、観客用医務室での対応、関係医療機関への搬送等について手順を策定する。
- 後日、周辺の座席の観客に感染が判明した場合に対応するため、チケットの保管や座席位置の記録など観客に求めるルールを策定し、観客向けガイドラインに盛り込み周知・徹底する。
- アプリ等を活用した外国人観客等の健康フォローアップ、発熱等の体調不良者からの相談への一元的な対応、入院・療養する医療機関・宿泊療養施設等の確保・調整等のため、東京都、国、関係自治体、組織委員会の連携の下、必要な対応を実施。

(2) 競技会場における観客の感染症対策について

1. 競技会場の概要

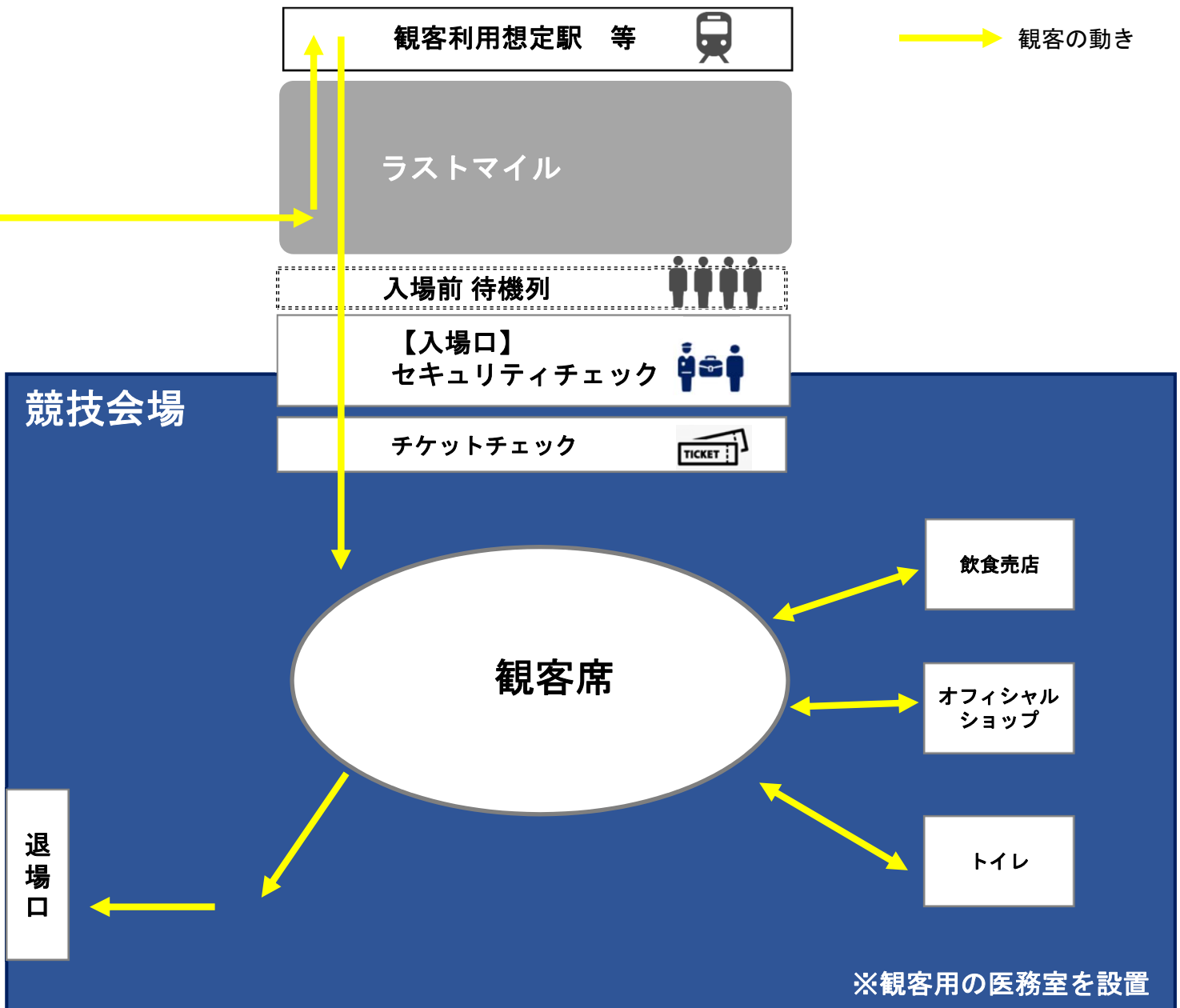
競技会場：全43会場

収容人数/会場：約3千人～約7万2千人

大会期間：オリンピック:2021年7月23日～8月8日 パラリンピック:8月24日～9月5日

競技・種目数：オリンピック:33競技339種目 パラリンピック:22競技539種目

2. 競技会場への観客動線（概念図）



3. 具体的な対策

観客向けガイドラインの策定・周知

観客向けガイドライン（仮称）を定めて、会場来場前から周知を徹底

【ガイドラインの主な内容】

- ・人混みにおけるマスク着用、咳エチケットや手洗い・手指消毒の徹底、3密回避等実践
- ・騒ぐ・大声で会話する等の飛沫感染リスクを高める行為を禁止
- ・観戦前の体温・体調チェックや、体調が悪い場合の来場自粛 等

※熱中症対策など暑熱対策との両立を引き続き検討

【事前周知の主な方法】

- ・HP、SNS、メール等のデジタルツールとともに、新聞広告等の媒体も活用 等

主催者としての基本的な感染防止策の徹底

屋内・屋外など各競技会場の特性に応じ以下の対策を実施

対策に当たっては、訪日外国人に向けた周知にも配慮

【飛沫感染防止策】

- ・体調をチェックする等、体調が悪い観客は入場を控えていただく仕組みを導入
- ・入場口、飲食売店、オフィシャルショップ、トイレ等混雑する箇所においてこまめな換気を行うとともに、足元サインの設置、スタッフによる待機列の誘導・整理等、観客がフィジカル・ディスタンスを確保できる運営を実施
- ・現場でのスタッフの呼びかけや、大型ビジョン・場内アナウンス・サイン等によるガイドラインの周知徹底（再三の注意にも拘わらず聞き入れられない場合は、入場拒否・退場措置も含め対応） 等

※熱中症対策など暑熱対策との両立を引き続き検討

【接触感染防止策】

- ・手指消毒剤を各所に設置
- ・手すりやドアノブ、エレベーターのボタン等、接触が多い箇所の消毒 等

【混雑緩和策】

- ・会場内や会場入退場口付近における混雑箇所での注意喚起や目視での混雑確認に加え、混雑状況を検知するシステムの導入を検討

(3) ラストマイルにおける感染症対策について

1. ラストマイルの概要

- ・ 競技会場周辺の観客利用想定駅と競技会場出入口とを結ぶ観客が徒歩で歩行するルート（観客シャトルバスの乗降場を設置する場合には、観客利用想定駅・競技会場出入口と乗降場との間の徒歩ルート）
- ・ 暑さ対策や救護対応、シティキャストによる案内、警備誘導等様々な取組を実施

2. 基本的考え方

- ラストマイルを通行する観客と、地域住民や周辺事業者双方の安全・安心の観点から対策を実施
- 競技会場内の観客向けガイドライン（仮称）との整合を図るなど、会場内外の連携の下、ラストマイルの対策を実施

3. 具体的な対策

① ラストマイルにおける観客のルール・マナーの作成と周知

- ・ 飛沫感染防止（マスクの着用 等）
- ・ 3密の回避（フィジカル・ディスタンスの確保 等）
- ・ 暑さ対策との両立（適宜マスクの着脱、こまめな水分補給 等）
- ・ 感染リスクの高い行為を控える（大声での会話を控えていただく 等）
※観客の行動場面ごとに分かりやすく作成
※事前周知について、多言語での対応も含め、HP、SNS等のデジタルツールを活用

② 観客へのルール徹底と感染防止のための環境整備

- ・ 混雑箇所での注意喚起の徹底（交差点・PSA付近・シャトルバス乗車場所 等）
- ・ 不特定多数が利用する設備の消毒徹底（救護所・休憩所・仮設トイレ 等）

③ 体調不良者発生時の対応

- ・ 体調不良者の救護フローの策定（コロナウイルス感染症疑い例への対応、受入病院の調整 等）
- ・ 陽性者発生時の迅速な対応（救護所利用者の連絡先の記録徹底 等）

医療の専門家等の意見も踏まえ、ラストマイルの状況と周辺地域の実情に応じた対策を具体化していく。

※ラストマイルに繋がる公共交通機関における対策については、各業界団体のガイドライン等に基づき、各事業者が感染症対策の取組を徹底

4. 聖火リレー・ライブサイトに関する対策

(1) 聖火リレーにおける感染症対策について

1. 聖火リレーの概要

■東京2020オリンピック聖火リレー

・2021年3月25日（木）から7月23日（金）までの121日間（移動日を含む）、全47都道府県の859市区町村（延期前の実施予定数）で実施予定。聖火ランナー数は、約10000人。

- ・1日の終わりに聖火の到着を祝う「セレブレーション」を実施
- ・「出発式」または「ミニセレブレーション」を、各市区町村で任意実施

■東京2020パラリンピック聖火リレー

2021年8月12日（木）から8月24日（火）まで、全47都道府県で聖火フェスティバル、競技開催都県（静岡、千葉、埼玉、東京）で聖火リレーを実施。聖火ランナー数は約1000人。

2. 基本的な考え方

聖火リレーは、全国各地で多くの関係者が関わることから、感染症対策を徹底する。以下の観点から延期前の計画を検証し、感染状況や政府全体の感染症対策を踏まえた実施形態とする。

- 観覧客・聖火ランナー・運営スタッフと地域住民の双方の安全・安心の確保
- 人が集まるリレールート沿道、セレブレーション等における十分な対策
- 体調不良者発生時の的確な対応

3. 具体的な対策の方向性

1 共通の対策

3密の回避の呼びかけ、手洗い・手指消毒やマスク着用の徹底、大声の会話等の抑制、事前及び当日における感染防止対策の周知 等

2 場面別の対策

①リレールート沿道

マスク着用の呼びかけ、沿道における混雑を避けるための諸対策、グッズ配布時の対策、著名人ランナー等の対策 等

②セレブレーション等

観覧者の体調確認、会場内における密集を避けるための諸対策 等
※その時点での政府の「催物の開催制限等」を踏まえて実施

3 関係者別の対策

①聖火ランナー

走行時の対人距離の確保、事前及び受付時の体調確認、集合場所の密集回避 等
*海外から来日する聖火ランナーは、その時点での入国規制に従っていただくことを想定

②運営スタッフ等

体調管理の徹底、陽性者発生時の感染拡大を防止する体制の構築 等

4 体調不良者への対応

関係機関との連携等を含めた対応フロー、接触確認アプリ登録の推奨 等

- ・組織委員会は、聖火リレーの具体的な感染予防策を今年末迄に作成する。
- ・都道府県実行委員会など各ステークホルダーは、上記の感染予防策の方向性に沿って具体的な対策を実施する。

(2) ライブサイトにおける感染症対策について

1. ライブサイトの概要

東京2020ライブサイト（東京都又は関係自治体と組織委員会が共同主催）及びコミュニティライブサイト（地方自治体が主催）（以下「ライブサイト」という。）は、大会の公式事業として、競技会場外で誰もが大型スクリーンを利用した競技中継等を通じて、大会を経験できる場所である。

2. 基本方針

- ライブサイトは、これまでに感染症防止対策を行い実施中のスポーツイベント等の催物における、政府や各団体のガイドライン等や知見を踏まえ、感染症対策を徹底することが重要と認識。
- このため、ライブサイト実施予定の各自治体において改めて計画を検証（年内目途）し、会場や開催期間、会場仕様（座席数等）や実施コンテンツ等を、感染症の状況を踏まえた実施形態となるよう計画するとともに、随時感染状況の動向を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行っていくこととする。
- 組織委員会は、次の3. に掲げる事項を基本とする「ライブサイト実施における新型コロナウイルス感染症対策の指針」を策定し、年内に自治体へ提供。

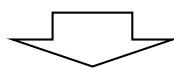
3. 具体的な対策の方向性

○基本的な対策

- ① **3密（密閉・密集・密接）の回避**（会場レイアウトの検討、人数の抑制等混雑・密集防止 等）
- ② **飛沫感染・接触感染防止**（マスク着用（熱中症防止もあわせ検討）、配布物の据え置き 等）
- ③ **殺菌・消毒の徹底**（会場内の清掃や消毒、手指消毒の励行 等）
- ④ **体調管理・確認の徹底**（体調不良者の入場を控えていただく対策の徹底 等）
- ⑤ **広報・周知の徹底**（会場における対策の事前周知・会場内での注意喚起 等）
- ⑥ **陽性者・体調不良者発生時等の対応計画の作成**（対応フロー、接触確認アプリの活用 等）

○実施コンテンツにおける対策

- ① **観戦・応援時等の対応**（観戦時等の遵守事項の事前周知及び注意喚起 等）
- ② **ステージイベント**（ステージ上の参加者と観客との一定の距離の確保・密集回避 等）
- ③ **飲食売店**（販売担当者のマスク着用徹底 等）
- ④ **競技体験**（各競技団体において作成しているガイドラインを参考 等）



- ライブサイトには、広域的で大規模なものもあれば地域住民を主な対象とするものもあるところ、組織委員会は、各自治体に対し、その形態・規模、会場の特性などの実情を踏まえつつ、所管の感染症対策部局等と連携の上、会場ごとの感染症対策に係る計画の提出を依頼
- 組織委員会は、計画における実効性の確保について、今後、自治体等と協議・調整を行い、随時情勢を踏まえつつ、必要な再検討を行い、安全・安心の確保を図る。

5. ホストタウン・事前キャンプ地における対応

1. 基本的考え方

- ホストタウンは、日本の自治体と、東京大会に参加する国・地域の住民等が、スポーツ、文化、経済など多様な分野において交流し、地域活性化に活かすとともに、大会後のレガシーとして末永い交流を実現させるもの（登録数439件、自治体数510、相手国・地域数181（12月2日現在））。
- 全国のホストタウンでは直接の交流ができない中でも、SNS等を通じて相手国・地域の選手団等とお互いを励まし合うといった交流が行われており、オンライン交流も活発に行われている。また、アスリートを応援しようと相手国・地域の言語、文化、料理、国歌などを学び、東京大会でのアスリートの受入れの準備が進められている。
- 東京大会の開催に向けては、アスリート等の受入れを行うホストタウンが新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められるが、一方で、コロナ禍においてもアスリート等と住民の交流が十分行えるようにしていくことが重要である。

2. 具体的な対応

- アスリート等に安心してホストタウンを訪問してもらい、住民にも安心してアスリート等を迎えてもらうため、アスリート等の受入れを実施するホストタウンは、感染防止対策をまとめた「受入れマニュアル」を作成する。
- 事前キャンプのみを行う自治体においても、感染症対策の実施が必要であるため、ホストタウンと同様に「受入れマニュアル」の作成を求める。
- 国は「受入れマニュアル作成の手引き」を作成し、ホストタウン等の自治体によるマニュアル作成を支援する。
 - ※国内の大学・企業等で事前キャンプを実施する場合等においても、受入団体が同様にマニュアルを作成して感染防止対策を実施することを求める。
 - ※日本人アスリートの事前キャンプについても、手引きを参照して、同様の感染症対策を講ずる。
- 「手引き」では、アスリート等の入国からの経過期間や、大会前・大会後の違いにより、求められる対応が異なることが想定されることから、必要に応じて区分して対策を提示する。具体的内容は、次ページ以降のとおり。
- ホストタウン等及び相手国・地域の間で、マニュアルの遵守について予め合意書を取り交わす。
- 各国NOC・NPCは、ホストタウン・事前キャンプ地を含む国内行程を組織委員会に登録する。
- 組織委に登録されたアスリート等の国内行程や、自治体のマニュアル作成などの準備状況、相手国・地域との合意状況等について、国、組織委、ホストタウン等自治体、都道府県、IOC、IPC、NOC、NPC等で情報を共有する。

ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き（概要）

令和2年11月 内閣官房オリパラ事務局

- ホストタウンは日本の自治体と東京大会に参加する国・地域の住民等が多様な分野で交流し地域活性化に活かし、大会後のレガシーとして末永い交流を実現させるもの。
- 大会時に選手等に安心してホストタウンを訪問してもらい、住民にも安心して選手等を迎えてもらうため、新型コロナウイルス感染防止策をまとめた「受入れマニュアル」を作成。
（事前キャンプを受け入れる自治体、大学・企業等も同様）
- ホストタウン等及び相手国・地域の間で、マニュアル遵守について予め合意書を取り交わす。組織委に登録された選手等の国内行程や自治体のマニュアルの準備状況等を国、組織委、自治体、都道府県、IOC、IPC、NOC、NPC等で情報共有。

1. 基本的事項

以下の事項を定める。

- ・選手等の行程表（滞在場所、移動経路）
- ・感染防止の基本原則（三密回避、社会的距離、マスク、手洗い・消毒など）
- ・選手等の滞在先・用務先、移動手段についての制限・行動ルール
- ・パラアスリートについての、障害の度合い・種類に応じた必要な配慮
- ・メディアの取材に関するルール

【参考】都道府県及び国の役割

《都道府県》

- ・ホストタウン等に対する支援体制の整備
- ・マニュアル作成、選手等受入れ準備への助言
- ・選手等、自治体関係者への検査対応
- ・感染疑い者や濃厚接触者の特定、検査判定などの疫学調査
- ・陽性者への医療提供・体制の確保

《国》マニュアル作成等に係る助言、ホストタウン等の相談窓口設置等

2. 各場面における主な対策（特記がない場合は、事前合宿時の対応）

（1）移動

①域外

- ・原則専用車両（やむを得ない場合は公共交通機関（航空機、新幹線等）を限定的に使用。不特定多数との接触回避、社会的距離を確保）

②域内

- ・原則専用車両、徒歩移動はマスク着用・大声を避け、住民等との社会的距離確保

（2）宿泊

- ・選手等以外との接触を避けるための措置（貸切・動線分離、共用施設の利用抑制）
- ・部屋は基本的に個室、難しい場合は感染防止策をとった上で相部屋
- ・食事は原則、宿泊施設内の専用会場又は自室で摂る（具体的には（3））

(3) 食事

- ・一般客との接触を避け、個室を原則（昼食は練習会場で弁当等を利用）
- ・料理を選択する方式とする場合、調理スタッフによる個別又は小分け提供
- ・弁当利用に際しての配布者の手洗い・手指消毒、ごみは自ら捨てる
- ・可能な限り選手村の食事に近い提供を行うとともに、地域の食文化を楽しむ工夫も

(4) 練習

- ・練習会場は貸切を原則、関係者以外の立入り不可
- ・消毒の徹底、飛沫対策、換気・三密回避
- ・住民等を練習相手とすることを回避（実施する場合の感染防止策等は別途）
- ・大会運営上の対策や競技別ガイドラインを参照しつつ、適切な競技別対策を実施

(5) ホストタウン交流

①東京大会出場のための来日より前

- ・相手国・地域の歴史・文化等の学習、オンライン交流の実施
- ・アスリート用東京オリパラ準備トラックを活用した交流活動等の実施

②来日～東京大会出場前（事前合宿時）

- ・選手等との接触が生じない形態を原則（公開練習見学、オンラインの活用）

③東京大会出場後～帰国前

- ・「新たな生活様式」を踏まえ、感染防止策を講じた上でニーズに応じた交流を実施（大会前の交流が限定される中であっては、大会後交流を一層推奨）

④帰国後

- ・①～③の成果を活かし、さらに交流を継続・発展

3. 選手等の健康管理、行動管理（入国後14日間）

- ・選手等の滞在時に、健康状態、他者との接触状況及び位置情報の把握を実施
- ・選手等の行動を、用務先（競技会場、練習会場等）と宿泊場所の往復のみに限定

4. 検査

- ・選手等・ホストタウン等関係者に対して必要な検査を実施（具体的方法は別途）
- ・選手等への検査結果の関係者との速やかな共有（詳細は別途）

5. 感染疑い者等発生時の対応

- ・都道府県や保健所と連携して、感染疑い者・陽性者発生時の対応フローを定め、周知
- ・感染疑い者等発生時に、相談・連絡、診察・検査、入院・搬送等の必要な措置を取る
- ・外国語対応（通訳の確保、翻訳アプリ・機器の活用等）の準備

6. 関係者との調整、連絡体制（特に医療・保健関係）

- ・都道府県や保健所、医療機関等との連携体制を構築（検査方法、疑い事例の相談・受診先の確保、陽性者等発生時の対応を予め協議）
- ・「組織委員会感染症対策センター（仮称）」等との情報共有・連携（詳細は別途）

ホストタウン等における選手等受入れマニュアル作成の手引き

令和2年11月

内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局

はじめに

(1) コロナ対策

東京大会を新型コロナウイルス感染症に打ち勝った証として開催し、東日本大震災の被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する場とすべく、関係者が一丸となって準備を進めている。

特に感染症対策については、選手等を保護し安全・安心な大会運営の実現を図る観点と、ホストタウン等の住民への感染防止の観点の双方にとって必要不可欠であり、その対策に万全を期する必要がある。

(2) ホストタウン交流の実施

ホストタウンは、東京大会の開催により多くの選手・観客等が来訪することを契機に、地域の活性化等を推進するため、事前キャンプの誘致等を通じ大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るものである（東京大会「基本方針」H27.11.27閣議決定）。これは、日本の自治体と世界各国・地域の方々が交流し、お互いを学び合い、お互いを思い合う、大会史上初の取組として世界に誇れるものである。

新型コロナウイルス感染症によって直接の交流ができない中でも、相手国・地域の選手等と SNS やオンラインでの交流を行い、お互いを励まし合い、大会への機運を高めていく取組が日本全国で行われており、これらを一層進めていくことが重要である。

東京大会は、こうして温めてきた選手等と住民が出会える貴重な機会であり、日本各地の美しい自然や文化、食といった魅力を選手等を通じて世界に発信する絶好の機会でもある。大会開催時には、感染防止策をとりつつ、各ホストタウンと相手国・地域の間で培ってきたこれまでの絆を更に深化させる交流を行い、大会終了後も末永く続くつながりとしていくことが重要である。

1. 基本的事項

○選手等の行程表を作成する。

- ・ 滞在場所（宿泊場所、練習場等）を網羅
- ・ 移動経路（入国～ホストタウン等～選手村（大会後はこの逆））を記載

○選手等及びホストタウン等の自治体の対応者の双方が遵守すべき感染防止の基本原則を定める。

（例）

- ・ 三密の回避
- ・ 場面に応じた適切な社会的距離の確保
- ・ マスクの着用
- ・ 手洗い、消毒
- ・ 換気の徹底
- ・ 飛沫対策（アクリル板の設置等）
- ・ 体調管理の徹底（滞在期間中及び滞在前後2週間の検温・体調記録等）

○選手等の滞在先・用務先、移動手段についての制限・行動ルールを定める。

○パラアスリートについて、障害の度合いや種類に応じて必要な配慮を行う。

（例）

- ・ 選手の健康管理に十分留意する
- ・ 車いす、杖、義手等の使用者が触る部分を常時消毒する
- ・ 視覚障害者が触れた物を確認した後、必ず手指消毒を行う
- ・ パラアスリートが利用しやすい消毒機会（消毒液等の設置場所、高さ等）を提供する
- ・ 車いすなど利用する道具に応じた消毒方法を提供する（道具の素材に応じた消毒液や除菌シート、ペーパータオル等の提供等）
- ・ 介助者等についても、選手の身体に接触する際のマスク・手袋の着用や手洗い・手指消毒等を求める

○メディアの取材に関し、一定距離を保ちつつ、遮蔽物等を用いて濃厚接触を避けるといったルールを定める。

※選手等の入国後14日間におけるホストタウン等への滞在期間中は、自治体に一定の受入責任（選手等の行動管理を行うこと等）が生じる。

【参考】都道府県及び国の役割

《都道府県》

域内における新型コロナウイルス感染症の発生防止及びホストタウン交流の推進を図る観点から、ホストタウン等に対する支援体制を整えるとともに、以下に掲げる業務を実施する。

(例)

- ・ホストタウン等におけるマニュアル作成への助言
- ・選手等受入れ準備への助言（保健所設置市は市が対応）
- ・選手等及び選手等と一定の接触が見込まれる自治体関係者への検査への対応
- ・感染疑い者や濃厚接触者の特定・検査判定などの疫学調査（保健所設置市は市が対応）
- ・陽性者への医療提供及び体制の確保

《国》

マニュアル作成等に係る助言のほか、ホストタウン等の相談窓口を設置する等の支援を実施する。

2. 各場面における主な対策（特記がない場合は、事前合宿時の対応）

(1) 移動

①域外

○原則として、専用車両（貸切バス、ハイヤー等）により、選手等と自治体のアテンド担当者のみで移動する。

○ただし、ホストタウン等が遠距離にある場合など、やむを得ない場合は公共交通機関（航空機、新幹線等）を限定的に使用する（この際のアテンドは、自治体の責任で実施）。

その際、不特定多数との接触を避け、社会的距離を確保するなどの措置を取る。

(例)

- ・駅や空港において動線を分離する
- ・選手等と一般客との間に空席を設ける
（前後2列を空けるとともに、一般客と1m以上の距離を確保）
- ・専用車両（車両単位での貸切）にする

○休憩施設や駅、空港等においては、トイレ以外の場所（売店等）の利用を控える。

②域内

○域内移動は、原則として専用車両を利用する。徒歩移動の場合、全員がマスクを着用するとともに大声での会話を避け、住民等との社会的距離を確保する。

(2) 宿泊

○他の宿泊客など、選手等以外の者との接触を避けるための措置を取る。

(例)

- ・ 宿泊施設を棟ごと選手等の貸切とする、フロア単位の貸切とする、又は他の宿泊客との動線を明確に分離する
- ・ 共用施設（ロビー、浴場、バー、共同利用トイレ等）の利用を避ける

○部屋は基本的に個室とするが、難しい場合は感染防止策を行った上で相部屋とする。

○食事は、他の宿泊客や外部との接触を避け、宿泊施設内の専用会場又は自室で摂ることを原則とする。（具体的な方策は「(3) 食事」を参照）

(3) 食事

○食事会場は一般客との接触を避け、個室を原則とする。昼食は、練習会場で弁当等を利用する。

○選手等自らが料理を選択する方式とする場合は、調理スタッフが感染防止策を行ったうえで個別に料理を提供、必要に応じてあらかじめ小分けして提供する方法を導入する。

○弁当利用に際しては、配布者の手洗い・手指消毒を行うとともに、ごみは自らがごみ袋等に捨てる。

○選手等に提供する食事は組織委員会の調達基準、飲食提供戦略を参考に可能な限り「選手村」に近い提供を行うことが重要。ベストパフォーマンスを発揮するための食事（スポーツ栄養等にも対応）が求められるが、ホストタウン等の自治体の地元の食材を使って地域の食文化を楽しんでもらう工夫も行う。

(4) 練習

- 練習会場は貸切を原則とし、関係者以外の立入りは不可とする。複数の国・地域で共用する場合は、事前に当事者間で合意をするとともに、感染防止策についての認識を共有する。
- 施設の消毒を徹底するとともに、アクリル板の設置等による飛沫対策を行う。
- 屋内施設においては、換気設備の稼働や出入口の開放等により換気を徹底するとともに、入場者の制限、器具配置の工夫等も含めて三密の回避を図る。
- 原則として、住民等を練習相手とすること等は避ける。実施する場合の必要な感染防止策等は、別途定める。
- 競技特有の感染症対策については、大会運営における競技別対策や、競技別ガイドラインを参照しつつ、適切な方策を講じる。

(5) ホストタウン交流

①東京大会出場のための来日より前

- 住民が相手国・地域の歴史、文化、料理、言語、国歌等を学べる環境を作る。
- アスリート用東京オリパラ準備トラックを活用して、オリパラ関連大会に付随する交流活動等を実施する。
- オンライン等で相手国・地域の選手・住民等との交流を深める。

②来日～東京大会出場前（事前合宿時）

- 選手等との接触が生じない形態での交流を原則とする。

（例）

- ・公開練習の見学（選手等と見学者との間は十分な距離を確保し、接触は原則不可）
感染症対策に配慮しつつ、国旗、横断幕、拍手など創意工夫を凝らした応援・激励
- ・オンラインを活用した練習風景の配信、選手との対話

- 入国後14日以内の交流活動に際しては、交流内容に応じた遵守事項を定める。

③東京大会出場後～帰国前

○大会後かつ入国後 14 日間を経過した選手等には、出入国管理又は大会運営上の観点からの特段の制限が課されないことを前提に、「新たな生活様式」を踏まえ、感染防止策を講じた上で、それぞれのホストタウンのニーズに応じた交流を実施。

大会前の交流が限定される中であっては、大会後交流を一層推奨する。

(類型ごとの留意事項)

ア. 選手等と住民等との接触・接近が基本的に生じないもの
(公開演技会の見学、講演会等)

→ 基本的な感染防止策の徹底

イ. 時間や動線の分離により、接触・接近を回避し得るもの
(記念館訪問、祭の見学、買物、散歩等)

→ 時間をずらす(営業時間外の活用等)、動線の分離

ウ. 身体的接触や接近、道具等の共有などが起こり得るもの
(競技体験、祭への参加、書道体験、サイン会等)

→ 感染リスク(身体的接触や道具の共有等)を回避した実施方法の検討

エ. 食事の提供を伴うもの

(そば打ち、おにぎり作り、茶道体験、給食交流等)

→ 作業・食事中の会話抑制、社会的距離の確保

④帰国後

○①～③の成果を活かし、さらに交流を継続・発展させる。

3. 選手等の健康管理、行動管理 (入国後 14 日間)

○選手等の滞在時に、健康状態、他者との接触状況及び位置情報の把握を実施することを選手等に周知し、その実施を徹底する。

○選手等の行動を、用務先(競技会場、練習会場等)と宿泊場所の往復のみに限定する。(食事もこれらの場所にて実施)

4. 検査

- 以下の者に対して、必要な検査を実施する。
 - ・ホストタウン等に滞在中の選手等
 - ・選手等と一定の接触が見込まれるホストタウン等の関係者
(実施主体、具体的な検査対象や方法・頻度等は別途定める)

- 選手等への検査結果について、保健所や組織委員会等の関係者と速やかに共有する。
(詳細は別途定める)

5. 感染疑い者等発生時の対応

- ホストタウン等の自治体は、都道府県や保健所と連携して、感染疑い者又は陽性者が出た場合の対応フローを定める。また、これを関係者及び選手等に周知しておく。

- 感染疑い者等が出た場合には、当該フローに従い、保健所や医療機関等への相談、連絡等を行い、連携して診察・検査、入院・搬送や、濃厚接触者の特定等の措置を取る。

- 外国語対応（通訳の確保、翻訳アプリ・機器の活用等）の準備をしておく。

6. 関係者との調整、連絡体制（特に医療・保健関係）

- ホストタウン等の自治体は、都道府県や保健所、医療機関等との連携体制を構築する。また、これら関係者からの協力を得て、必要な対策内容を検討し、実施する。

- 特に、新型コロナウイルス感染症の検査方法、疑い事例の相談・受診先の確保、陽性者・発症者が出た場合の対応について、あらかじめ協議する。

- 選手等の健康状況のモニタリングや陽性者発生時の情報共有及び連絡・調整を行う「組織委員会感染症対策センター（仮称）」等（東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（第4回）資料参照）と、必要な情報共有や連携を行う。
(対策センター等に係る検討の具体化を踏まえ、詳細は別途定める)

第3章 今後の対応工程表

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月	
対応事項						テストイベント期間	
1 アスリート等に対する対策	アスリート等の出入国に係る措置の在り方	アスリート等の東京大会本番時への入国措置（「アスリート用オリパラトラック」）の整備 【国、組織委】	IOC、IPC、IF等と協議しつつ、本番に向け、アスリートトラックを整備し、国内で開催される国際大会やテストイベント等を踏まえ、トラックの措置内容を調整				
	アスリート等の移動ルール	アスリート等の移動に関して必要な感染防止策 【組織委】	感染防止策を検討 交通事業者等と協議・調整				感染防止策をテストイベント等で検証
	アスリート等の移動ルール	移動ルールの取りまとめ 【組織委】	移動ルールの素案作成	関係者（IOC、IPC、NOC、NPC、IF等）と協議・調整		移動ルールを更新	
	競技会場等におけるアスリート等への感染対策	基本的な感染防止策の周知・徹底 【組織委】	会場で実施する対策案を関係ステークホルダーへ共有		コロナ対策の各種資器材等の整備	国内外の状況を踏まえた対策の精査	テストイベント等での対策の試験運用
	アスリート等における選手村における感染対策	新型コロナウイルス対策を踏まえた各サービスの策定 【組織委】	新型コロナウイルス対策を踏まえた各サービス検討	各国NOC、NPCへの説明（1月～2月（予定））	対策及びサービスの実施準備		
アスリート等の行動ルール等	外出ルール（制限）の策定・周知（ホストタウン・事前キャンプ含む） 【組織委】	IOC、IPCと調整し、外出ルール素案作成	コロナ対策オンラインセミナー	対策及び変更サービス内容に対する関係機関（IOC、IPC等）との調整			外出ルール最終化
アスリート等の行動記録	行動記録 【組織委】	NOC/NPCサポートチーム（仮称）体制構築に向けた準備	NOC/NPCサポートチーム（仮称）体制構築			NOC、NPCとの連絡調整、情報提供・収集、入国に向けた手続きの支援等	

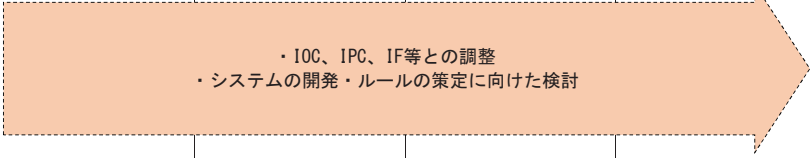
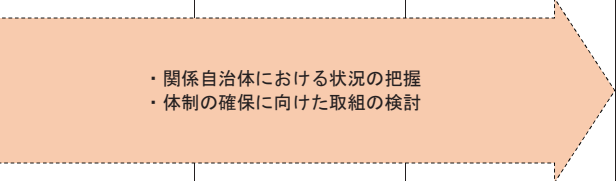

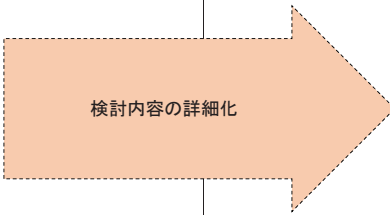
第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月
		テストイベント期間				
1 アスリート等に対する対策	アスリート等を中心とする検査の在り方	ジャーニーごとの検査体制【組織委】	各場面（出入国、ホストタウン、選手村、競技会場）における検査実施方針の検討		検査に係る実施方針策定等	システム連携の調整（各主体との検査共有方法含む）
	アスリート等 選手村等における検査の在り方	アスリート等のスクリーニング検査【組織委】	アスリート等における検査実施方針の検討（パラアスリート運用についても考慮）	検査に係る実施方針策定等	検査センター整備方針、レイアウト等の策定	選手村内の各検査施設において運用シミュレーションを実施し、オペレーションを最終化
	大会関係者のスクリーニング検査【組織委】	大会関係者の検査実施方針の検討	検査に係る実施方針策定等	選手村内の各検査施設において運用シミュレーションを実施し、オペレーションを最終化		
アスリート等の保健衛生・医療・療養機能	感染症対策センター・選手村総合診療所発熱外来・プラントラボの設置【組織委】	整備方針、運用方針の策定	・人員体制の検討 ・メインオペレーションセンター、保健衛生拠点等との連携策の具体的検討	施設整備	運用シミュレーションを実施し、オペレーションを最終化	
保健衛生の拠点機能の構築【東京都】	・拠点の機能等の整理 ・設置場所の検討	開設準備	人員体制の確保	・開設 ・トレーニング		
陽性者の入院・療養体制の確保【組織委、東京都】	・重症・中等症者の受診、入院及び搬送についての方針の策定	重症者の入院に関する運用方針の策定（地方、パラを含む）	受入れ医療機関の確保と協定の締結、運用手順書作成	業務フロー・マニュアル等の改訂	運用シミュレーションを実施し、オペレーションを最終化	
	軽症・無症状者に対する宿泊療養施設の確保	施設利用に関する運用方針の策定等	・療養施設の運営に関する詳細検討 ・運営体制の整備			

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月	
						テスト イベント 期間	
1 アスリート等に対する対策	アスリート等の保健衛生・医療・療養機能	健康把握・行動把握の仕組み構築 【組織委、東京都】	 <ul style="list-style-type: none"> ・ IOC、IPC、IF等との調整 ・ システムの開発・ルールの策定に向けた検討 				<ul style="list-style-type: none"> ・ テストイベント等において、試験運用/課題洗い出し、改善 ・ 完成（6月）
	地域保健医療体制確保に向けた調整 【組織委、東京都、関係自治体】	 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係自治体における状況の把握 ・ 体制の確保に向けた取組の検討 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係自治体における状況の把握 ・ 対策の決定に向けた取組の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係自治体との調整 ・ 体制の構築（6月） 	
	競技別対策 ・ ルール	競技会場・競技エリアにおける競技別の感染防止策 【組織委】	IFと協議し、素案を取りまとめ	 素案をIF等に共有し、適宜更新		改訂し、IF等へ共有の上、適宜更新	テストイベント等における検証を経て対策を最終化
	競技運営の在り方 陽性者発生時の	出場資格と検査結果等の取扱い ①無症状陽性者の再検査と結果の取扱い ②濃厚接触者等の特定 ③濃厚接触者等の出場可否 【組織委】	IOC等と協議し、今後の論点整理	 検討内容の詳細化		IFや選手団等のステークホルダーに対し方向性の提示	国際大会における事例等も踏まえた上で最終決定
パラアスリート等の感染防止策	パラアスリート等の感染防止の観点からの選手団行動ルール策定 【組織委】	健康管理や感染防止の行動にNPCスタッフ等の支援を要する場合等の行動ルール案作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ IF、NFと協議し適宜更新 ・ IPCと協議 	NPC向けに案として提示		テストイベントでの検証やIF・NF主催大会で得られた知見を踏まえ、必要に応じて修正し、感染防止の取組を徹底	

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月	
							テストイベント期間
2 アスリート等以外の大会関係者に関する対策	大会関係者（主催者等以外のアスリート等）	IOC、IPC等と協議し、具体的な入国措置を検討					
	アスリート等以外の出入国に係る具体的措置【国、組織委】	IOC、IPC等と協議し、具体的な入国措置を検討					
	ステークホルダー別ルールを作成【組織委】	ステークホルダー別ルール素案を作成	ステークホルダー別ルール素案を踏まえ、IOC、IPC等と調整		ステークホルダー別ルールを改訂し、IOC、IPC等と調整	テストイベント等での運用踏まえ、ステークホルダー別ルールを完成	
アスリート等以外の大会関係者（メディア・大会スタッフ）	アスリート等以外の出入国に係る具体的措置【国、組織委】	IOC、IPC等と協議し、具体的な入国措置を検討					
	大会中のメディア行動ルール（検査、移動、宿泊等）【組織委】	関係者等と協議し入国に際した行動ルール、検査の在り方等について検討					行動ルール最終化
	大会スタッフの行動ルールの策定・運用・周知【組織委】	大会スタッフの行動ルールを作成し、改訂しながらテストイベント・研修において運用					行動ルール最終化
		職員・大会ボランティア・コントラクター向けに周知					
		UAC（大会スタッフヘユニフォームとアクレディテーションを配付する場所）での運用					
		研修コンテンツ案の作成					大会ボランティア向けに各種研修にて周知
都市ボランティア	都市ボランティア向け感染予防マニュアルの策定・運用・周知【東京都】	<ul style="list-style-type: none"> 大会スタッフの行動ルールとの整合確認 他会場所在自治体との情報交換 ウェブサイト、メルマガにおいて検討中のマニュアル案の情報発信開始 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの策定（以降、大会の感染症対策の検討状況等を踏まえ、適宜改訂） 	大会の感染症対策の検討状況等を踏まえ、マニュアルを適宜改訂		<ul style="list-style-type: none"> 競技会場外において試験運用を行い、対策を検証（マニュアルを適宜修正） 研修会場における運用・周知（4～7月） 活動現場における運用・周知（7～9月） 	
			参加意向確認時における周知		研修テキストの作成		
			研修コンテンツ案の作成		研修テキストの作成		

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月
対応事項		テストイベント期間				
3 観客に関する対策	観客上限	内外の感染状況や観客数引き上げの実証の結果等も踏まえ検討し、来春までに決定				
	外国人観客の取扱い	今後の国内外の感染状況、海外との往来に係る状況、スポーツイベントの開催状況等を考慮し、来春までに決定				
	競技会場における観客の感染症対策	<p>(主催者としての)基本的な感染防止策の徹底【組織委】</p> <p>観客向けルールの周知【組織委】</p>	<p>会場で実施する対策案を関係ステークホルダーへ共有</p> <p>・会場で実施する対策案を関係ステークホルダーへ共有</p> <p>・各会場運営計画への対策反映</p>	<p>・各会場運営計画への対策反映</p> <p>・各種コロナ対策資器材の整備</p>	<p>国内外の状況を踏まえた対策の精査</p>	<p>テストイベント等での対策の試験運用</p> <p>観客向け周知開始(HP・SNS等の媒体)</p>
ラストマイルにおける観客のルール・マナーの作成・周知【東京都、組織委】	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ルール・マナーの作成 ・スタッフ向けの対応マニュアルの検討 ・コロナ対策の観点から、輸送運営計画に定めるラストマイルの検証を開始 	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競技会場における観客向けルールとの整合確認 ・スタッフ向け対応マニュアルにコロナ対策を追加 ・組織委員会と連携した事前周知方法を検討 ・関係自治体及び地域への共有・説明 	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会場のラストマイル運営計画への対策反映 ・関係自治体へ共有・説明 	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織委員会と連携した事前周知を実施 	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テストイベント等で検証し、観客向けルール等を最終化 ・関係自治体へ共有 	
ラストマイルにおける感染症対策	<p>【都内会場】</p> <p>体調不良者の救護フロー案について感染症、救急医療の専門家への確認</p>	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症、救急医療の専門家からの意見を踏まえた救護フロー案の見直し ・救護所スタッフ等の研修内容の検討 ・会場内医務室との連携、整合確認 	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症、救急医療の専門家からの意見を踏まえた都内会場の救護フロー案の見直し ・東京都、会場内医務室との連携、整合確認 	<p>【都内会場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良者の救護のための救護所スタッフ等の研修実施 ・都市オペレーションセンターの訓練において救護体制を検証 	<p>【都内会場】</p> <p>東京都の検証等を参考として救護フローの最終化、各種計画へ反映</p>	

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月
対応事項					テスト イベント 期間	
3 観客に関する対策	観客の感染症対策					
	アプリ等による行動管理・健康管理【国、組織委】	<ul style="list-style-type: none"> ・ IOC、IPCとの調整 ・ アプリの基本的な設計を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IOC、IPCとの調整 ・ システム開発/ルールの策定 			<ul style="list-style-type: none"> ・ テストイベント等において試験運用/課題洗い出し、改善 ・ 完成(6月)
	外国人観客の体調不良時の相談対応【国、東京都、関係自治体、組織委】	相談等への一元的な対応に係る調整	具体化に向けた調整			<ul style="list-style-type: none"> ・ テストイベント等において試験運用/課題洗い出し、改善 ・ 完成(6月)
	外国人患者に対応する保健・医療・療養体制の確保【東京都組織委、関係自治体、国】	<ul style="list-style-type: none"> 【都内会場】 ・ 観客が集中する都内、競技会場所在地における対応の検討 ・ 体制整備に関する方針案決定(多言語対応含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 【都内会場】 具体化に向けた調整 			<ul style="list-style-type: none"> 【都内会場】 ・ テストイベント等において試験運用/課題洗い出し、改善 ・ 完成(6月)
	一部地域における感染拡大時の機動的な対応の枠組み【国、東京都、関係自治体、組織委】	<ul style="list-style-type: none"> 【都外会場等】 ・ 東京都の対策等を参考に、対応を検討 ・ 体制整備に関する方針案決定(多言語対応含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 【都外会場等】 ・ 各会場の運営計画への対策反映 ・ 関係自治体へ共有・説明 			<ul style="list-style-type: none"> 【都外会場等】 ・ テストイベント等で検証し、観客向けルール等を最終化 ・ 関係自治体へ共有
		対応手順の調整			完成(6月)	

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月
対応事項						テスト イベント 期間
4 聖火リレー・ライブサイトに関する対策	聖火リレーにおける感染症対策	<p>組織委員会による聖火リレーの具体的な感染予防策の作成と、組織委員会としての対策の実施【組織委】</p> <p>「聖火リレーにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(仮称)の策定</p>	<p>各ステークホルダーへのガイドラインの周知</p> <p>各ステークホルダーは、ガイドラインに基づき、図上演習などの訓練を実施</p> <p>ガイドラインに基づき、具体的対策を運営計画等に反映</p>			<p>ガイドラインに基づき、各都道府県の聖火リレー実施時に対策を実施</p> <p>各ステークホルダーは、ガイドラインに基づき、各都道府県の聖火リレー実施時に対策を実施</p>
	ライブサイトにおける感染症対策	<p>「新型コロナウイルス感染症対策の指針」の策定【組織委】</p> <p>各実施自治体における会場ごとの感染症対策に係る計画の作成・実施【組織委、実施自治体】</p>	<p>組織委員会が指針を策定の上、各自治体へ提供</p> <p>各実施自治体が感染症の状況を踏まえた実施形態となるよう現計画を検証</p>	<p>各実施自治体が指針を踏まえ会場ごとの感染症対策に係る計画を検討</p>	<p>各実施自治体が会場ごとの感染症対策に係る計画を作成し、組織委員会へ提出</p> <p>組織委員会が対策の実効性の確保について継続的に自治体と協議・調整</p>	

第3章 今後の対応工程表

凡例 国中心 東京都中心 組織委中心

		2020年	2021年1月	2月	3月	4月～7月
対応事項		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> テストイベント期間 </div>				
5 ホストタウン・事前キャンプ地における対応	ホストタウン等におけるマニュアル作成への支援 【国】	「手引き」をホストタウン等に提示・説明	マニュアル作成等に係る助言			
			相談窓口の運営			
		各ホストタウン等の対応状況の把握				
	「手引き」個別項目の具体化 【国】	各項目の詳細ルールの具体化、自治体受入れマニュアルへの反映、相手国・地域との合意、本番に向けた準備（各項目の検討状況や決定時期、自治体の対応状況を踏まえて、適宜対応）				
	【検査】 検査実施方針の検討	地方自治体への方針説明	各ホストタウン等における実施準備			
	【移動】	ホストタウン等における移動ルールの具体化、自治体受入れマニュアルへの反映、相手国・地域との合意、本番に向けた準備（組織委員会の移動ルールの検討状況や決定時期、自治体の対応状況を踏まえて、適宜対応）				
ホストタウン訪問・事前キャンプ予定把握 【国】	ホストタウン訪問・事前キャンプ予定把握 （組織委員会による行程把握と連携） ※各種準備の観点から、年度内に把握を完了することを基本とする					
国内行程把握 【組織委】	NOC、NPCのホストタウン・事前キャンプ地を含む国内行程調査					